

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 専攻等の名称及び学位の名称	11
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	11
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	19
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	22
6. 施設、設備等の整備計画	34
7. 基礎となる学部との関係	35
8. 入学者選抜の概要	36
9. 取得可能な資格	38
10. 「大学院設置基準」第2条の2または第14条による教育方法の 実施	39
11. 管理運営	39
12. 自己点検・評価	40
13. 情報の公表	41
14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	42

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 看護学研究科看護学専攻の基本的な理念

千葉大学看護学部は、昭和 50 年（1975 年）、医学、医療の高度専門化に伴い、看護教育の水準の向上および看護の研究の拡充を図るとともに、看護に関する学術を教授研究し、知識および技能を授け、あわせて広い視野に立つ看護学の指導者を養成することを目的として創設された。4 年後の昭和 54 年（1979 年）には看護学研究科修士課程（看護学専攻）が、学部における一般的並びに専門的教養を基礎として広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力及び高度の専門性を有する看護業務に必要な高度の能力を養い、併せて看護学の確立と発展を図ることを目的として創設され、わが国初の看護学の学位を授与する課程となった。平成 5 年（1993 年）には、看護学研究の推進と高度に専門的な看護実践指導者並びに看護学研究者の育成、諸外国と同等レベルの看護学研究教育体制の確立等を目的とし、大学院看護学研究科を改組し、大学院看護学研究科博士課程（区分制博士課程）を設置した。さらに、平成 14 年（2002 年）、看護管理者を現職のまま受け入れ、在学のまま医療の複雑な状況に対応できる新たな看護管理体系を創造する能力を付与することを目的とし、大学院看護学研究科修士課程看護システム管理学専攻（独立専攻）を設置した。平成 26 年度（2014 年）には、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学による共同災害看護学専攻（5 年一貫制博士課程）を創設し、災害看護に関するグローバルリーダーとしての高度な実践能力をもつ人材を育成してきた。

平成 25 年度（2013 年度）のミッションの再定義においては、「看護学の学術的基盤の充実・発展に寄与する教育・研究者の育成、高度な問題解決能力・新たな価値体系の創造力・指導力を備えた実践者及び管理者の育成、学術的かつ国際的に活動推進のできるグローバルリーダーの育成」を研究科の使命とした。

また、附属看護実践研究指導センターは、看護学教育研究共同利用拠点（平成 22 年度、平成 27 年度、令和 2 年度認定）として全国の看護系大学教員及び指導的立場にある看護師を対象とした共同研究や研修事業を行うユニークな特性をもち、各種研修事業を通して、全国の看護系大学の教育の質改善や自律的な社会的課題の解決プロセスを支援している。更に、平成 27 年（2015 年）に設立された専門職連携教育研究センターでは、専門職連携実践能力の体系的育成及び基礎教育プログラム開発、専門職連携実践に関する多様な職種への継続教育、政策提言に取り組んでいる。

以上より、本研究科は、創設以来、社会の要請に応える先進的な教育プログラムの開発及び人材育成を行い、我が国の看護学の人材輩出を質・量の両面からリードする中心的役割を果たしている。

(2) 社会の要請及び看護学専攻一専攻2コースへの改組の意義

本改組の趣旨は、社会の要請に応える看護学の先進的教育プログラムの開発及び新領域の研究を、理論開発及び実践への適応・組織変革の面から推進するため、教員組織と教育組織の分離及び看護学専攻、修士課程看護システム管理学専攻、共同災害看護学専攻の三専攻を、看護学専攻一専攻とすることで効果的な体制を整備することである。看護学専攻には、看護学コース、看護実践学コースの2コースから成る。看護実践学コースは、高度実践看護学プログラム、看護管理学プログラム、特定看護学プログラムの3プログラムを含む(図1)。

現看護学研究科			改組後看護学研究科			
専攻	前期 定員	後期 定員	専攻	コース ・プログラム	前期 定員	後期 定員
看護学専攻 ※日本看護系大学協 議会認定 専門看護 師教育課程を含 (区分制博士課程)	25	12	看護学専 攻 (区分制 博士課程)	看護学 国際プログラム	20	15
看護システム管理学 専攻(修士課程)	12	-		看護実践学 ・看護管理学 ・高度実践看護 学 ・特定看護学	20	
共同災害看護学専攻 (5年一貫制博士課 程)		2				

図1 現行の看護学研究科と改組後の看護学研究科

我が国においては、世界のなかで最も早く高齢化が進行し、2040年には高齢者人口がピークをむかえ、その後、人口減少が加速すると予測されている。加えて、医療の高度化や格差社会の広がり、海外からの訪日や移住する人々の増加、大規模な自然災害や感染症の発生などにより、人々の健康問題は複雑化・高度化、グローバル化していくことが予測される。厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指し、医療、福祉、介護、専門職養成などにおいて取り組みを進めている。

このような社会の要請に応えるために、看護学の先進的教育プログラムの開発及び新領域の研究を、理論開発及び実践への適応・組織変革の面から推進する人材が求められており、本研究科のミッションに照らすと、以下の人材育成が必要である。

- ・ 学際的な視点をもつ理論やモデルを創出し検証する研究者
- ・ エビデンスに基づき臨床の場を改革する高度実践看護師・看護管理者
- ・ 特定行為も実施しながら地域で暮らす人々の生活を支援し、看取りまでの看護を展開する高度実践者

本研究科では、看護学専攻(区分制博士課程)、修士課程看護システム管理学専攻(独立

専攻)、共同災害看護学専攻(5年一貫制博士課程)の三専攻を有してきたが、比較的小規模な研究科に三専攻を置くことにより、専攻を越えた共同教育が行いにくいなど教育研究活動が必ずしも効果的とはいえない状況が生じていた。この課題を解決するために、本改組では、社会の要請に応える看護学の先進的教育プログラムの開発及び新領域の研究を、理論開発及び実践への適応・組織変革の面から推進するため、教員組織と教育組織の分離及び看護学専攻、修士課程看護システム管理学専攻、共同災害看護学専攻の三専攻を、看護学専攻一専攻とすることで効果的な体制を整備する。看護学専攻の教員は、3講座(先端実践看護学、生活創成看護学、文化創成看護学)、7教育研究分野(高度実践看護学、高齢社会実践看護学、健康増進看護学、地域創生看護学、文化看護学、専門職育成学、看護政策・看護管理学)に所属し、それぞれの専門性を示す研究領域をもつ。

共同災害看護学専攻は令和3年度から、5大学それぞれの強みを生かした災害看護学の教育研究領域を設けつつ、共同災害看護学専攻の教育内容を維持すると共に、5大学災害コンソーシアムにより、強みのある科目をお互いに提供し各大学の教育を強化・補完していくこととなった。中長期支援を強みとする本研究科では、看護学専攻のなかに災害・広域看護学領域をおくと共に、災害・広域看護学領域での博士前期・後期あるいは博士後期の学修に加えコンソーシアム科目10単位以上を履修した学生には、博士課程の修了証に博士号(看護学) Disaster Nursing Global Leader(学修証明書、学校教育法施行規則第163条の2)を付記する。また、他領域で博士前期・後期課程を学修すると共にコンソーシアム科目を10単位以上履修した学生には、災害看護副専攻プログラム認定証(学修証明書、学校教育法施行規則第163条の2)を発行することとした。

千大院看博第 号			
学 位 記			
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学 印 </div>	(本籍) (氏名)	年 月 日 生	
本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士課程後期の課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める			
千葉大学大学院 看護学研究科長			
		氏名	印
上記研究科長の認定により課程を修了したことを認め博士(看護学)の学位を授与する 博士(看護学) Disaster Nursing Global Leader			
年 月 日 千葉大学長			
		氏名	印

図 2-1 学位記のモデル

災害看護副専攻プログラム認定証 氏名 年月日生	学校教育法施行規則第六十三条の二の規定に基づき、本学所定の災害看護副専攻プログラム（5大学災害コンソーシアム科目十単位以上履修）を修めたことをここに証する。 <small>プログラムの概要（注） 本プログラムは、博士前期課程、後期課程を学修した者を対象として、人々の健康、社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的に、求められている災害看護に関する課題に的確に対応できる、学際的・国際的指導力を発揮し、貢献できる能力を養成することを目的とし、千葉大学、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学による5大学災害コンソーシアムと連携して、5大学が培ってきた特徴と強みを活かした多様な教育カリキュラムを提供するものである。</small>
令和 年 月 日 千葉大学大学院看護学研究科長 中村 伸枝 印	

図 2-2 認定証のモデル

看護システム管理学専攻においては、看護管理者を現職のまま受け入れ、土曜日開講で3年間履修しプロジェクト研究を遂行してきた。しかし、社会・医療情勢の中で看護管理者に求められる能力も変化し、研究能力を含む、より高度な能力開発が求められるようになった。また、看護システム管理学専攻の修了生（136名）の約5%（6名）は、博士後期課程に進学し、約10%（16名）は大学教員として活動するなど教育・研究能力を求められている。区分別博士課程（2年+3年）とすることで「実証」「検証」に向けた研究力を育成できる。改組後は土曜日開講や集中講義、情報通信技術を活用した smart-learning 化を進めるなど、現職のまま看護管理者を受け入れることに配慮しつつ、他のコースやプログラムの学生と共に学ぶ場を設定する。看護管理者と専門看護師や特定行為研修を修了した看護師（以下、特定看護師）とが協働し組織を改革していく取組も求められており、専門看護師や特定看護師と共に学ぶことで協働のあり方が深化していくと期待できる。また、看護学研究科の教員においても一専攻とすることで教育や研究の相互理解が深まり、視野が広がる、共同しやすくなるなどのよい効果が期待できる。更に教員組織と教育組織の分離は、総合国際学位プログラムの設置をはじめとして学位プログラムを推進する千葉大学全体で求められている。

（3）看護実践学コースに特定看護学プログラムを置く必要性と特徴

改組では、看護実践学コースに新たに特定看護学プログラムを創設する。特定看護学プログラムは、厚生労働省による「特定行為に係る看護師の研修制度」を取り込み、的確な臨床判断と技術をもち医療専門職と共同しながら、患者の生命・生活の質向上に向けて活動できる特定行為のできる看護師（以下、特定看護師）を育成するための、大学院教育プログラム

である。厚生労働省は高齢化が加速する 2025 年を見すえ、さらなる在宅医療の推進を図るために医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保する必要から特定行為に係る看護師の研修制度を創設したが、2024 年 4 月より医師の時間外労働上限規制が適応されることで、医師のタスクシフティングが加速し、特定行為研修を行う指定研修機関は増加している現状がある。しかし、特定行為のできる高度実践者の育成と同時に、育成によるアウトカムの検証やプログラム改善に向けた体制作りが不可欠である。また、患者利用者の生命と生活と人生の質を向上するために医療とケアが統合され提供される必要があり、特定看護師は、特定行為をケアと統合し実施する実践能力を有することを考え合わせると、看護学の学的基盤をもちリーダーシップを発揮しつつ他の専門職と協働することができる人材を大学院教育で育成する必要があると考えた。

先進医療を担う国立大学病院は、在院日数が短縮するなかで、救急部門や手術部門だけでなく一般病棟においても高度な医療が行われるようになり、看護師全体の臨床能力を担保することがより重要となっている。このようななか、千葉大学医学部附属病院看護部と本研究科の共同により特定行為研修の共通科目や区分別科目の e-learning 部分を看護師の研修に段階的に位置づける取り組みを行ってきた。加えて、医師と共に特定行為の 21 区分 38 行為について、国立大学病院の現状および看護師のキャリアラダーをふまえた医行為の科目群として、コンフォートケア（4 区分 7 行為）、リハビリケア（7 区分 11 行為）、ロングタームケア（4 区分 6 行為）、クリティカルケア（6 区分 14 行為）を作成した。この 4 つの科目群は、急性期医療の場だけでなく、長期ケア施設、在宅など地域包括ケアシステムを構築している多様な医療提供の場で運用することを想定している。すなわち、コンフォートケア科目群はどのような医療提供の場においても必要とされる特定行為、ロングタームケア科目群は、長期ケア施設、訪問看護などの地域、リハビリケア科目群は急性期の病棟、クリティカルケアは ICU など高度救命医療の場で必要とされる特定行為を集約している。千葉大学医学部附属病院は、2020 年度 4 月より指定研修機関として特定行為研修を開始した。特定看護学プログラムでは、これまでの千葉大学医学部附属病院との共同を継続し、連携を密に取りながら特定看護師を大学院教育で育成する。

全国の医療施設の看護管理者 197 名を対象とした調査では、医療施設の種類や、自施設で特定行為研修を修了した看護師の人数などに寄らず、約 8 割の看護管理者が、特定行為研修を大学院で行う必要性について「必要」「どちらかと言えば必要」と回答し、その理由に、体系的な教育の必要性や、知識や技術に加え必要な学際的な知識や思考力、多職種とのコミュニケーション能力などが求められること、特定行為が看護師や社会に与える影響について学際的に検証していく必要があることなどを述べていた（学生の確保の見通し及び申請者としての取り組み状況、資料 2 看護管理者向けアンケート調査）。

以上より、本研究科が千葉大学医学部附属病院と連携し、看護師のキャリアラダーとも連動した、特定行為の科目群（コンフォートケア、リハビリケア、ロングタームケア、クリティカルケア）により、特定看護師育成を大学院教育で行うプログラムは、社会のニーズを

とらえた新たな取り組みと言える。

(4) 看護学専攻が育成する人材

本研究科は、ナース・サイエンティストを育成してきた。看護学専攻が育成するナース・サイエンティストは、地球規模的な視点を含む多層な視座から社会をとらえ、人々と関わり合いを持ち、理論と実践の往還を具現化し、看護を組織的、社会的に推進することを通して、人類の健康と安寧な生活に貢献する。また、ナース・サイエンティストは、多様な場に存在し、異なる役割を担いつつ、共通の看護学の学的基盤をもつ。

博士前期課程では、ナース・サイエンティストとして、看護学と看護実践の往還を具現化する研究、実践的検証を実施できる能力の修得をめざす。博士後期課程では、ナース・サイエンティストとして、看護学が貢献できる課題について、理論と実践の往還を重要視する立場に立った独創的な研究・開発を自立して推進できる研究能力の修得をめざす。以下に、博士前期課程の2コース、3プログラムにおいてどのような人材を育成し、どのような能力を修得させるのか（学位授与方針）の詳細を示す（資料1）。

ア) 看護学専攻 博士前期課程 看護学コース

①どのような人材を育成するのか

看護学コースは、社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する看護学の教育・研究者を育成する。

②どのような能力を修得させるのか（学位授与方針）

看護学コースでは、学士課程で築いた基礎の上に、以下の知識・能力を修得する。

「自由・自立の精神」を堅持するために

- 自ら専門領域における研究課題を見出し、その課題の探究および知識基盤の発展に必要な基礎的研究能力に基づいて、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- 保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、看護支援方法の研究・開発を行うことができる。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- 専門領域における研究課題を探究するために必要な基礎的研究能力および、幅広い視野から柔軟に思考できる能力を修得する。
- 新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し、活用できる。

「高い問題解決能力」を育成するために

- 専門領域の看護実践に必要な看護の諸理論、方法に関する知識を修得し、対象者の問題に応じて適切な看護を他者と協調・協働しながら実践できる。

イ) 看護学専攻 博士前期課程 看護実践学コース

①どのような人材を育成するのか

看護実践学コースでは、課題やニーズの分析および看護理論やモデルの実践的検証に必要な研究力、看護実践の質向上や組織変革に必要となるリーダーシップを発揮する能力を備えた高度実践者・看護管理者を育成する。その役割と発揮するリーダーシップの異なる以下の3プログラムを含む。

看護管理学プログラム：組織変革のためのリーダーシップが発揮できる人材の育成。認定看護管理者の受験資格を得られる。

高度実践看護学プログラム：科学的根拠に基づくケア改善のリーダーシップが発揮できる人材、研究能力のある専門看護師の育成。がん看護専門看護師ならびに小児看護専門看護師の教育課程として日本看護系大学協議会から認定を受けている。

特定看護学プログラム：根拠に基づくケア提供のためのクリニカルリーダーシップが発揮できる人材の育成。厚生労働省が定める特定行為研修と連動した内容となっている。

②どのような能力を修得させるのか（学位授与方針）

看護管理学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- 看護管理に携わる看護職者として、自ら組織の課題を見出し、課題解決に向けた問題解決能力、実践的に検証する能力に基づいて、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- 保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護を俯瞰し、自己の国際経験を生かして、変革的に行動する能力を修得している。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- 専門的な知識・技術・技能を活かし、柔軟な思考をもって文献などの情報を活用して、職場の課題解決のために、方策・評価方法を示すことができる。

「高い問題解決能力」を育成するために

- 自組織の課題解決に向けてモデルや理論を活用して系統的かつ論理的に課題の背景を分析し、実現可能な目的・目標を設定した上での課題解決に導く方策の策定、評価・検証に取り組むための研究能力を修得している。
- 自組織の課題解決に向けて倫理的な配慮を行い所属組織の合意を得て、問題解決にあたることができる。

高度実践看護学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- 自ら専門領域における研究課題を見出し、その課題の探究および知識基盤の発展に必要な高度な看護実践能力に基づいて、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- 保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、倫理的問題解決の調整を行うことができる。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- 専門領域における研究課題を探究するために必要な基礎的研究能力および、幅広い視野から柔軟に思考できる能力を修得する。
- 新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し、活用できる。

「高い問題解決能力」を育成するために

- 専門領域の看護実践に必要な看護の諸理論、方法に関する知識を修得し、対象者の問題に応じて適切な看護を他者と協調・協働しながら実践できる。

特定看護学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- 看護と特定行為を統合し、所属組織で質の高い医療を提供するための高度実践能力に基づいて、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- 保健医療福祉システムの変化、医療の高度化、多様化、国際化に対応した特定行為と看護活動を開発検証し変革的に行動できる。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- 高度実践に必要な知識・技術・技能に関して根拠を吟味し、組織に実装するための、情報活用および課題解決ができる。

「高い問題解決能力」を育成するために

- 特定行為を看護と統合して提供し、必要に応じてあらたな特定行為を開発実装するために必要な諸理論、方法、知識を習得し、他の専門職と協働して問題解決にあたることことができる。
- 特定行為を看護と統合して提供しながら自部署の診療ケアの改革を行い、そのアウトカムを検証し論述する研究能力を修得している。

ウ) 看護学専攻 博士後期課程

①どのような人材を育成するのか

博士後期課程では、博士前期課程看護学コース及び看護実践学コース両方の修了生を受け入れる。看護学コースは、社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力をもつ人材を育成し、看護実践看護学コースは、課題やニーズの分析および看護理論やモデルの実践的検証に必要な研究力、看護実践の質向上や組織変革に必要となるリーダーシップを発揮する能力を備えた高

度実践者・看護管理者を育成する。この両者が共に学ぶことで、学際的な視点をもつ理論やモデルを創出する「理論開発」および、臨床実践の現場と大学をつなぎエビデンスに基づき臨床現場を改革する「実装」、グローバルな視点でのエビデンスの修正と修正を行う「検証」及びその循環を生み出す。この循環の中で、社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する教育・研究者及び学際的な視点をもつ理論やモデルを創出し検証する研究者を育成する。

②どのような能力を修得させるのか（学位授与方針）

「自由・自立の精神」を堅持するために

- 自立した研究者として研究倫理を身につけ、看護学の学的基盤の発展に貢献する研究を遂行できる。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- 自己の国際経験を生かし、学術的視点および国際的視点をふまえ、文化を考慮に入れた看護支援方法の研究・開発を行い、成果を学際的・国際的に発信すると共に、教養を高めて、持続的発展が可能な教育・人材育成に貢献できる。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- 看護学にかかわる創造性に富む高度な研究・開発能力と豊かな学識を身につけ、関連分野の研究グループに参加し、組織的な研究活動を推進できる。

「高い問題解決能力」を育成するために

- 看護学の専門性に根ざした課題に対し創造性豊かな研究・開発を行い、専門領域の情報・知識を統合し、多様な人々と協調・協働しながら健康社会を支える新たな知見や価値を創出することができる。

エ) 災害看護副専攻プログラム

災害看護副専攻プログラムでは、看護学専攻においてそれぞれの専門性に加え、災害看護学をサブスペシャリティとする看護学教育研究者及び高度看護実践者を育成する。災害看護副専攻プログラムでは、共同災害看護学専攻の5構成大学がコンソーシアムをつくり、それぞれが強みのある科目をお互いに提供し、各大学の教育を強化・補完する。本研究科では、強みとする中長期支援や専門職連携の科目を提供する。コンソーシアム科目10単位以上の履修により、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的に、求められている災害看護に関する課題に的確に対応できる、学際的・国際的指導力を発揮し、貢献できる能力を修得する。

(5) 修了後の進路および人材需要の見通し

現行の三専攻における修了後の進路は、以下のとおりである。看護学専攻博士前期課程に

において、専門看護師を目指す修了生は、多くが臨床実践を重ね数年以内に専門看護師の認定を受けている。また、それ以外の修了生は、修士研究等で得られた研究成果を臨床で活用し看護実践やスタッフ教育に携わる者、看護系大学で教育・研究職に就く者、進学する者に分かれており、近年、博士後期課程への進学者が増加している。看護学専攻博士後期課程の修了者は、看護系大学の急増を背景に、高度な研究遂行力、教育力をもつ人材として看護系大学に就職するものが60～70%を占め、その他、医療施設に就職する者もいる。看護システム管理学専攻の修了生は、現職のまま在学していることから、多くは現職において高度な看護管理能力を発揮する。約10%の修了生は、前述のように、数年の後に看護系大学で教育・研究所に就いている。共同災害看護学専攻は、令和1年度初めて1名の修了生を輩出し国立大学テニュアトラック教員へ着任した。いずれも就職を希望する修了生は、ほぼ100%就職できている。具体的には、就職希望者の就職率は、博士前期・後期課程では、2018年度92%・62.9%、2019年度はいずれも100%であった。修士課程（システム管理学専攻）の修了者は、2016～2019年度100%であった。

改組後においても、看護学コース、看護実践学コースの高度実践看護学プログラム、看護管理学プログラムにおいては、同様の傾向が続くと考える。その根拠として、看護学コースについては、看護系大学の増加が続いていること、看護系大学教員の世代交代が進んでいくこと、文部科学省が若手研究者や女性研究者の採用を推進していることから、人材の需要は高いと判断する。看護管理学プログラムにおいては、社会や医療が変化するなかでいずれの医療施設等においても組織変革が重要となっており、組織変革のためのリーダーシップが発揮できるプログラムは需要が高い。高度実践看護学プログラムにおいては、医療福祉がダイナミックに変化するなか、研究知見を統合し看護の質向上に向けて活動する専門看護師は多様な場で求められている。特に、がん看護専門看護師は、日本の専門看護師のなかで最も数が多く、ゲノム医療など最先端の医療を受ける人々への支援から緩和ケアまで幅広い活動が求められている。また、小児看護専門看護師は、少子化が進行するなかで小児看護の質を維持・向上させるうえで多様な需要がある。本研究科では、高度実践看護学プログラムにおいて学位論文を課しており、研究力のある専門看護師は、研究知見を活用するだけでなく、研究を実践し研究知見を創り出す強みがあると考えられる。

新たに創設する特定看護学プログラムの修了生は、多くが地域包括ケアシステムの様々な場に就職し、特定行為を行う高度実践者としてクリニカルリーダーシップを発揮すると考えている。当初は、タスクシフトの進む救急部門等で活動する者が多いと予測されるが、その後、訪問看護ステーションなどで地域医療を支える活動や、教育・研究職に就き、特定行為研修の評価を行ったり、大学院で特定行為を教授する教育・研究職に就く修了生が増えたと推測する。

全国の医療施設の看護管理者197名を対象とした調査では、医療施設の規模や種類を問わず、看護学コースは、150名（76.1%）、看護実践学コースにおいては高度実践看護学プログラム、特定看護学プログラム、看護管理プログラムのいずれの修了生に対しても、80%

以上の看護管理者が採用について「関心がある」、「どちらかと言えば関心がある」と回答しており、求められている人材であると判断する（資料2）。

以上のように、看護学研究者及び高度看護実践者の育成を一専攻で行う教育体制は、看護学専攻内の各コースやプログラムの重みづけを、社会のニーズに合わせて柔軟に展開することができる点において効果的な体制と考える。

2. 専攻等の名称及び学位の名称

専攻名は従前の名称を引き継いで、看護学専攻とする。

英文名称についても従前と同じ名称、すなわち、博士前期課程は Master's Program in Nursing、博士後期課程は Doctoral Program in Nursing とする。

学位についても従前の名称を引き継ぎ、博士前期課程は修士（看護学）、英文表記は Master of Nursing Science とする。また、博士後期課程は博士（看護学）、英文表記は Doctor of Philosophy (Nursing) とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）博士前期課程の編成方針と授業内容

看護学専攻博士前期課程では、学位授与の方針を達成するために、以下のように教育課程を編成する。

ア) 看護学における学術研究、知見の実装、根拠に基づいた実践の相互の往還を目指す 共通科目モジュール

看護学専攻博士前期課程では、ナース・サイエンティストとしての基盤を確立させる。すなわち看護学における研究、教育、実践の知の往還を促進させつつ看護学の発展に寄与できる能力を獲得することを目指す。そのために、3つの共通基盤科目モジュール、研究学術モジュール、実装モジュール、実践モジュールをおく。研究学術モジュールにおいて学際的な視点を持つ理論やモデル、エビデンスの創出の方法を教授し、実装モジュールでは、理論、モデル、研究知見を臨床に実装するための実践能力を教授する。実践モジュールでは高度看護実践を支える理論、知識、技術を教授する。

学生が専攻に応じて3つのモジュールから履修科目を履修することで、自己の専門分野と関連する他の専門分野との関係を理解するための学習の機会となり、学術研究、知見の実装、根拠に基づいた実践の往還を促進するために必要な能力を確実に修得できる。

以下に、各モジュールを構成する科目について説明する。

● 研究学術モジュール

研究学術モジュールでは、特別研究、課題研究において必要となる、研究課題の設定、研

究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。「看護学研究Ⅰ～Ⅲ」（必修、各1単位）、「看護学研究Ⅳ」（選択、1単位）、「アカデミックコミュニケーションⅠ～Ⅲ」（選択、各1単位）が含まれる。「看護学研究Ⅰ～Ⅳ」では、研究疑問（リサーチクエスト）、各種研究方法、研究倫理、研究論文クリティークなどの基本的研究能力を育成する。さらに「アカデミックコミュニケーションⅠ～Ⅲ」では、国際学会での英語による口演発表および国際ジャーナルでの原著論文の公表の基盤となるアカデミックコミュニケーション力を修得させる。

● 実装モジュール

実装モジュールでは、患者・利用者の価値と最適な研究知見、看護師の実践能力を統合させ、患者・利用者・地域によって最善の看護ケアを組織的に提供するために必要な態度、知識、技術を獲得する。

「看護革新力の基礎」（必修、1単位）、「看護管理学」、「看護教育学」（以上の2科目は高度実践看護学プログラムにおいて必修、2単位）、「EBP実装」（特定看護学プログラムにおいて必修、1単位）、「プロジェクト・マネジメント」（看護管理学プログラムにおいて必修、1単位）、「専門職連携教育論」、「専門職連携実践論」（以上は、選択、1単位）が含まれる。このモジュールにおいては、急性期治療に対応する一般病院から訪問看護ステーションや地域包括支援センター等といった多様な看護実践の場における多様な問題解決を可能にするために、エビデンスに基づく看護の確実な実装に必要なリーダーシップを育成する。

● 実践モジュール

実践モジュールは、自己の看護職者としての高度実践能力の基礎を育成しつつ、今後の看護学の発展に必要な研究シーズを検討する能力を育成する。

このモジュールは、「看護理論」、「看護倫理」、「看護政策」、「コンサルテーション」（以上は、高度実践看護学プログラムで必修、各1単位）、「ナーシングフィジカルアセスメント」、「臨床病態学」、「臨床薬理学」（以上は、高度実践看護学プログラムで必修、各2単位）、「看護専門職論」（選択、1単位）、「組織マネジメント論」（選択、1単位）、「災害看護活動論（復旧・復興）」、「災害マネジメント論」、「災害時専門職連携演習」（以上は選択、1単位）、「地域包括ケア論」（特定看護学プログラムで必修、1単位）、「e-learning科目（演習臨床推論、演習フィジカルアセスメント、演習臨床病態生理学、演習疾病臨床病態学、演習臨床薬理学、医療安全）」（以上は、特定看護学プログラムで必修、各1単位）で構成される。このモジュールでは、高度看護実践に必要な専門知識、技術を習得する。

● 災害看護副専攻プログラムの科目

災害看護副専攻プログラムは、災害看護の研究者かつ高度な実践者として、学際的および国際的な視野で多様な立場の人々や組織と連携しながら、主体的に行動する能力の修得を

めざす。「災害看護活動論(復旧・復興)」、「災害マネジメント論」、「災害時専門職連携演習」は、災害看護副専攻プログラムの科目であり、5 大学災害看護コンソーシアム科目として提供される。

これらの3つのモジュールを構成する共通基盤科目は、情報通信技術を活用した smart-learning 化を進め、多様な学生が自身の主体性や勤務状況等に応じて継続した学修を促進する学修基盤を提供する。それぞれのコース、プログラムの学生が、共通基盤科目における3つのモジュールから履修する単位の考え方を、人材育成像、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき記述する。

① 看護学コース：社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する教育・研究者の育成を目指す。そのため、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養するために、研究学術モジュールから5単位(看護学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、計3単位必修)を履修する。また、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する教育・研究者を育成するために、実装モジュールから1単位(看護革新力の基礎、1単位必修)を履修する。加えて、保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、看護支援方法の研究・開発を行うとともに、学際的な視点をもつ理論やモデルを創出し検証する研究者の育成を目指し、幅広い視野から柔軟に思考できる、新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し活用できるようになることを目指して、実践モジュールから4単位を履修する。

② 看護実践学コース 看護管理学プログラム：エビデンスに基づき臨床の場を改革する看護管理者を育成するために、看護管理に携わる看護職者に、組織の課題解決に向けた問題解決能力、実践的に検証する能力の修得にむけた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力を涵養する。具体的には、アクションリサーチやプロジェクト型研究を遂行できる基礎的研究能力を獲得し、職場の現状について分析、課題抽出、妥当な目的・目標設定を行い、倫理的な配慮を行い所属組織の合意を得て、問題解決にあたることができるために、研究学術モジュールから4単位(看護学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、計3単位必修)を履修する。専門的な知識・技術・技能を活かし、柔軟な思考をもち文献などの情報を活用して、職場の課題解決のために方策・評価方法を示すことができるよう、実装モジュールから4単位(看護革新力の基礎、プロジェクト・マネジメント、計2単位必修)を修得する。さらに、保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護を俯瞰し、変革的に行動する能力を修得するために、実践モジュールから2単位(組織マネジメント論、1単位必修)を履修する。

③ 看護実践学コース 高度実践看護学プログラム：エビデンスに基づき臨床の場を改革する高度実践看護師の育成を目指す。高度な看護実践能力に基づき、複雑な課題を解決するための知識、理論、問題解決の能力の修得に向けた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力や、特別研究を展開する基礎力の習得を目指して研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。具体的には、専門領域における研究課題を探究するために必要な基礎的研究能力及び幅広い視野から柔軟に思考できるようにするため、研究学術モジュールから 3 単位（看護学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、計 3 単位必修）を履修する。また、新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し、活用できる、対象者の問題に応じて適切な看護を他者と協調・協働しながら実践できることを目指して、実装モジュールから 5 単位（看護革新力の基礎、看護管理学、看護教育学、計 5 単位必修）を修得する。加えて、保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、倫理的問題解決の調整を行うことができるように、実践モジュールから 10 単位（看護理論、看護倫理、ナーシングフィジカルアセスメント、臨床病態学、臨床薬理学、コンサルテーション、看護政策、計 10 単位必修）を履修する。

④ 看護実践学コース 特定看護学プログラム：根拠に基づくケア提供のためのクリニカルリーダーシップを獲得し特定行為も実施しながら地域で暮らす人々の生活を支援し、看取りまでの看護を展開する高度実践者の育成を目指す。そのために、まず、特定看護学の機能を強化し、特定行為を看護と統合して提供するための知識、理論、問題解決の能力の習得に向けた教育課程を編成し提供するとともに、主体的な選択により、効果的効率的に課題に取り組む力を涵養する。具体的には、特定行為を看護と統合して提供し、必要に応じて新たな特定行為を開発実装するために必要な基礎的な諸理論、方法、知識を習得することを目指して、研究学術モジュールから 3 単位（看護学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、計 3 単位必修）を履修する。また、高度実践に必要な知識・技術・技能に関して根拠を吟味し、組織に実装するための情報活用および課題解決とともに、他の専門職と協働して問題解決にあたることのできるために、実装モジュールから 3 単位（看護革新力の基礎、EBP 実装、計 2 単位必修）を修得する。さらに、看護と特定行為を統合し、特定行為の基盤となる知識と技術を修得することを目指して、実践モジュールから 7 単位（e-learning 演習臨床推論、e-learning 演習フィジカルアセスメント、e-learning 演習臨床病態生理、e-learning 演習疾病臨床病態学、e-learning 演習臨床薬理、e-learning 医療安全学、地域包括ケア論、計 7 単位必修）を履修する。

イ) 専門的な知識・技術・技能を育む専門必修科目

さらに千葉大学として、すべての学生が複雑化の一途をたどる社会の課題解決に関する情報交換や自身の研究成果を高度専門職業人として国際発信する能力を高めるために、留

学をはじめとする多様な海外・国内活動の機会を提供する。特に留学は、特別研究あるいは課題研究の遂行過程での学修の機会と位置づける。

以下に、コースごとに専門科目について説明する。

● 博士前期課程 看護学専攻 看護学コース

看護学コースの専門必修科目では、社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における研究開発の必要性を検討する機会を提供するために、「先端実践看護学ⅠおよびⅡ」「生活創成看護学ⅠおよびⅡ」「文化創成看護学ⅠおよびⅡ」を置く。学生に応じて2単位を選択必修とする。これらの科目は、それぞれの科目の教授可能な教員が複数で指導することで、多様な専門性や経験をもつ複数の教員が関わる体制によって、多層な視座から社会をとらえる機会を提供する。その意図として、これまでの細分化された領域内での研究指導体制から脱却し、学生が主体的に研究を推進するための体制として、学生の研究動機やテーマに即した領域横断的な複数指導体制を構築することが挙げられる。そのために、第1学年から、それぞれの講座の教員集団が共同して専門必修科目を提供する。これらの専門必修科目の設定と複数教員による指導体制によって、研究力の高い学生を育成する。

専門分野に関する深い学識を与えるための体系的な教育課程を提供するとともに、学識を問題解決に活用するための実践的考察を行う機会を提供し、さらに自己の専門分野と関連する他の専門分野との関係を理解するための学修の機会を提供するために、「看護研究演習」(必修、6単位)を置く。看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供するために、「理論開発特別研究」(必修、12単位)によって高度な探究的能力を修得させる。

● 博士前期課程 看護学専攻 看護実践学コース

看護実践学コースは、看護管理学プログラム、高度実践看護学プログラム、特定看護学プログラムの3つから構成される。

① 看護管理学プログラム

看護管理学プログラムは、現職の看護管理者の高度な看護管理能力を開発するためのものである。現場の看護管理上の課題を抽出し、解決するための方策を立案実施し、その結果を検証するプロジェクト型研究課題の遂行により、高い倫理観と高度な問題解決能力を育成する機会を提供する。保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護についての幅広く深い学識が修得できるよう、「先端実践看護管理学ⅠおよびⅡ」「生活創成看護管理学ⅠおよびⅡ」「文化創成看護管理学ⅠおよびⅡ」を置き、学生に応じて2単位を選択必修とする。

職場の課題解決のための情報活用や解決能力を修得できるよう、「看護管理学演習」(必修、6単位)を置く。現職の看護管理者に対し、職場の問題を取り上げ、課題研究を行うことで、国民のニーズと医療の高度化に対応して看護実践の場を改革し、検証する教育の機会を提

供するために、「看護管理課題研究」（必修、12 単位）によって高度な探究的能力を修得させる。

② 高度実践看護学プログラム

高度実践看護学プログラムは、少子化や高度医療化を背景として、特に高度な研究能力が必要となる小児看護とがん看護の専門看護師養成のためのプログラムである。専門看護師養成のために設定した科目は、すでに日本看護系大学協議会から認定を受けているものである。

社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における看護の課題や研究開発の必要性を検討する機会を提供し、また国内外の保健医療福祉のシステムの変化や高度実践看護師の活動および比較を通して、ケアシステムの改善に向けた幅広く深い学識が習得できるよう、小児看護専門看護師については、「小児看護学 A・B」、「小児と環境の査定」、「小児の病態・治療」、「小児の保健・医療制度」から構成される専門科目、必修、合計 10 単位を提供する。同様に、がん看護専門看護師では、「成人看護学 A・B」、「臨床腫瘍学概論」、「腫瘍医療ケアコーディネーション」、「エンドオブライフケア看護学」から構成される専門科目、必修、合計 10 単位を提供する。

保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題をもつ患者にケアとキユアを統合し、卓越した直接ケアを提供すると共に、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行うための学修の機会を提供する「看護学演習」（必修、4 単位）および「看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を置き、高度な看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供するために「専門看護特別研究」（必修、12 単位）によって高度な探究的能力を修得させる。

③ 特定看護学プログラム

地域で暮らす人々の生活を支援し看取りまでの看護を、特定行為を駆使しつつ展開できる特定看護師を育成する。（特定看護師とは、急性期医療の中では的確な臨床判断と技術をもち、医療専門職と協働し、長期ケア施設や在宅療養の場では、生活の流れの中で特定行為を駆使しつつ、対象者の生命、生活、人生の質向上に貢献する看護職を指す。）

このコースは、厚生労働省が定める特定行為研修の規定に基づく共通科目およびすべての区分別科目の学習が可能である。

厚生労働省が定める特定行為研修の規定に基づく科目を専門科目として提供する。特定行為研修の区分別科目として学修する 21 区分・38 行為の特定行為は以下の 4 つの科目群に分類する。すなわち、コンフォートケア（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連等 4 区分、7 行為、5 単位）、リカバリーケア（人工呼吸療法に係る呼吸器関連等 7 区分、11 行為、8 単位）、ロングタームケア（ろう孔管理関連等 4 区分、6 行為、6 単位）、クリティカルケア（感染に係る薬剤投与関連等 6 区分、14 行為、8 単位）であり、1 つ以上の科目群を履修でき

る。特定行為研修の共通科目である「臨床病態生理学」、「臨床推論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」、「疾病臨床病態学」も専門科目（必修）として提供する。これらの科目によって、社会から求められている看護学の教会の拡大及び機能強化の方向性を検討し、看護の対象となる集団、個人の wellbeing に貢献する機会を提供する。

また、国内外の保健医療福祉のシステムの変化および比較を通して、看護学について幅広く深い学識が習得できるよう、専門科目として「特定看護実践論Ⅰ・Ⅱ」（必修、2単位）を提供する。この科目によって、医行為である特定行為を患者・利用者の意思や価値観を尊重して最期までその人らしい生活を送り、終えることを支援し、多様な専門職チームによる効果検証と更なるエビデンスの蓄積に取り組むための実践的思考能力とリーダーシップを育成する。また、根拠に基づいた看護師主導の介入を開発し健康政策に影響を及ぼすような高度な課題解決能力を育成する。

特定行為を看護と統合して提供するための体系的な教育課程を提供するとともに、学識を多職種とともに問題解決するための実践的考察を行う機会を提供するために「特定看護学演習」（必修、4単位）、ならびに「特定看護学実習」（必修、6単位）を置く。さらに、特定行為を提供するにあたって、自組織の課題の分析および専門職連携の障壁の分析を通して、患者利用者の QOL の維持向上のための高度看護実践の効果検証をする機会を提供するために、「特定看護課題研究」（必修、6単位）によって高度な探究的能力を修得させる。

ウ) 看護学専攻（博士前期課程国際プログラム）

博士前期課程国際プログラムは、留学生を対象に本研究科博士前期課程看護学コースと同等の教育内容を、英語で提供するプログラムであり、学生は入学時から修了時まで英語のみで履修することができる。博士前期課程国際プログラムにおける履修単位数は32単位以上とし、必要単位の履修方法は、次のとおりである。1) 看護病態学、成人看護学、地域看護学の中から、主専攻を選ぶ。2) 主専攻に関する分野において、「看護学Ⅰ～Ⅱ」（計4単位）、「看護学演習Ⅰ～Ⅱ」（計8単位）、「特別研究」（12単位）を必修科目として履修する。3) 上記以外に、「看護学研究」（2単位）を必修科目として履修する。4) 上記以外の授業科目より6単位（他の大学院及び本学の他の研究科の授業科目4単位を含む。）を選択科目として履修する。

（2） 博士後期課程の編成方針と授業内容

看護学専攻博士後期課程では、学位授与の方針を達成するために、以下のように教育課程を編成する。

ア) 共通基盤科目

博士後期課程では、博士前期課程における共通基盤科目で修得した【理論開発】【実装】【実践】に必要な能力を基盤とし、理論と実践の往還を重要視する立場に立った独創的な研

究・開発を自立して推進できる研究能力の育成を目指す。

まず博士後期課程の共通基盤科目として、「看護革新力の展開」（必修、1 単位）を置き、自己の専門領域に関して、地球規模的な視点からの問題について理解し、その解決のためにどのような研究開発や他領域間の協働が必要かを考察する機会を提供する。「看護イノベーション特論」（選択、1 単位）では、自律的・指導的な研究者として、研究・教育に従事するための準備となる実践的な学修の機会を提供する。また、千葉大学のティーチングフェロー制度を活用して、指導的な能力の育成を行う。この制度は、大学院学生の教育指導能力、及び教育企画、運営能力を高めることによって、将来の大学教育において指導的な役割を担いうる人材の育成を図るとともに、教育効果を高めることによって大学教育をより充実させるために本学で開始した制度である。担当する授業の計画や資料、評価などに関する原案を作成するとともに、授業の一部を実施する活動が含まれる。

さらに、「Systematic Review」（選択、1 単位）により海外・国内の学術的知見について批判的吟味と体系的な統合の方法論を習得する。加えて、看護学研究者の立場から Society 5.0 の実現に向けた学際的研究能力を涵養するために、IT や AI の活用に関する専門的知識やこれらを活用する学際研究活動の実際を学ぶ「学際研究Ⅰ（導入）」（必修、1 単位）と「学際研究Ⅱ（発展）」（選択、1 単位）を置く。これらの科目を通し、他の専門領域や産官学連携により展開する学際研究に貢献し得る看護学の新しい知見や価値創造の必要性を学ぶ機会を提供する。「Academic Writing」（必修、1 単位）によって、多様な海外・国内活動に向けた英語による Academic Communication の学修機会を提供する。またグローバル演習（選択、1 単位）を置くことで、地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々とのかわりあいをもつことを目指して自己の研究計画の策定、情報交換、成果発信のため、専門性を活かした留学をはじめとする多様な海外・国内活動の機会を提供する。

これらの共通基盤科目は、その特徴に応じて情報通信技術を活用した smart-learning 化を進め、多様な学生が自身の主体性や勤務状況等に応じて継続した学修を促進する学修基盤を提供する。

イ) 専門科目

専門科目では、大学院生の主専攻に応じて、看護学特論である「先端実践看護学特論」「生活創成看護学特論」「文化創成看護学特論」のいずれかから 2 単位を選択必修として置き、専門的な知識・技術・技能を修得するために、専門性の高い研究領域における新しい知見や価値の創造に向けた検討の機会を提供する。これらの特論は、それぞれの研究領域において教育・研究経験の豊富な教員が複数で指導する体制により、多層な視座から社会をとらえる機会を提供する。さらに千葉大学の研究目標が、先駆的・先端的研究及び融合型研究を推進するとともに、特色ある研究分野の戦略的強化をして卓越した大学院を形成し、世界・日本・地域に貢献可能なイノベーション創出に結び付く世界水準の教育研究拠点とすることを研究目標として掲げているためである。そして、自由・自立の精神を堅持するために、「特別

研究」(必修、5単位)、「特別演習」(必修、2単位)において、理論と実践の往還を重要視する立場に立った独創的な研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、看護倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。

ウ) 看護学専攻(博士後期課程国際プログラム)

博士後期課程国際プログラムは、留学生を対象に本研究科博士後期課程と同等の教育内容を、英語で提供するプログラムであり、学生は入学時から修了時まで英語のみで履修することができる。博士前期課程国際プログラムにおける履修単位数は12単位以上とし、必要単位の履修方法は、次のとおりである。1) 看護病態学、成人・老年看護学、地域看護学、訪問看護学、管理看護学の中から、主専攻を選ぶ。2) 主専攻の「特論」(2単位)を必修科目として履修する。3) 主専攻の「特別演習」(2単位)及び「特別研究」(6単位)を必修科目として履修する。4) 選択科目から2単位を履修する。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

看護学専攻では、看護学を学的基盤としたナース・サイエンティスト、すなわち、地球規模的な視点を含む多層な視座から社会をとらえ、人々と関わり合いを持ち、理論と実践の往還を具現化し、看護を組織的、社会的に推進することを通して、人類の健康と安寧な生活に貢献する人材を育成する。このため、当該分野における博士(Ph. D.)の学位、並びに研究の十分な業績を有する専任教員(38名)、および修士の学位、並びに高い看護実践力を有する専任教員(10名)をもって編成する。全ての科目には、教授または准教授の職位にある専任教員を配置している。履修単位数の多い看護実践学コース高度実践看護学プログラムおよび特定看護学プログラムの担当教員においては、担当科目数の多い教員もいるが、ほとんどの講義は本研究科内で開講されていること、複数教員で担当することから、学生指導を円滑に進める事ができ、教員の負担が増加することも防ぐことができる。

本専攻における職階別人数は、教授17名(35.4%)、准教授・講師17名(35.4%)、助教14名(29.2%)であり、バランスの取れた教員配置である。教員の年齢構成については、60～64歳が13名(27.1%)、50代が18名(37.5%)、40代が12名(25.0%)、30代が5名(10.4%)であり、60代がやや多い。これに対して、博士の学位をもつ准教授、講師、助教については、学位論文指導においてオブザーバーや副指導を段階的に経験できるようにしている。また、学位論文指導者に必要となる研究業績を加速させるために、競争的資金獲得に向けた支援制度、海外での研究発表や英文での論文公表に対する学部長裁量経費等からの支援、若手教員のサバティカル獲得を推奨しサポートしている。

(2) 教員組織と教育組織の分離

本改組では、教員組織と教育組織の分離を行う。本研究科看護学専攻は、1993 年度までは4大講座12教育研究分野教育研究分野により学部及び大学院教育を担ってきた。社会の変化に伴い、各教育研究分野の連携や国際発信力の強化が求められるなかで、2016 年度には先端実践看護学（高度医療の場、社会・医療の変革に対応する講座）、生活創成看護学（生活支援や健康増進に関わる講座）、文化創成看護学（看護教育や管理、政策などの機能に関わる講座）の3大講座、7教育研究分野（高度実践看護学、高齢社会実践看護学、健康増進看護学、地域創成看護学、文化看護学、専門職育成学、看護政策・看護管理学）へと改組を行った。改組により、教育研究分野を超えた学部や研究科における科目の運用や、研究活動が推進されるようになってきた。しかし、学部教育の枠組みが従来の「成人看護学」「老人看護学」「小児看護学」などの12教育研究分野のままであったことから、教育研究分野のなかに「領域」という形で残り、本質的な教員組織の改組には至らなかった。

近年の医療の進歩により、「小児看護」「成人看護」「老人看護」などのライフサイクルの視点は、従来の枠をこえ「小児」を対象としていても思春期になるまでの支援に留まらず、90歳、100歳まで主体的に生きていくための支援、といった理解が必要となってきた。また、医療施設の看護と在宅看護の在り方も大きく変化し、研究だけでなく看護基礎教育においても新たな視点で考えていく必要が生じた。これらの視点を変えていく際に、先端実践看護学、生活創成看護学、文化創成看護学に基づいて教員組織をおき、教員組織と教育組織を分けて、必要な学部教育、大学院教育に参加し貢献する仕組みが有効であると考え、研究科内で合意に至った。

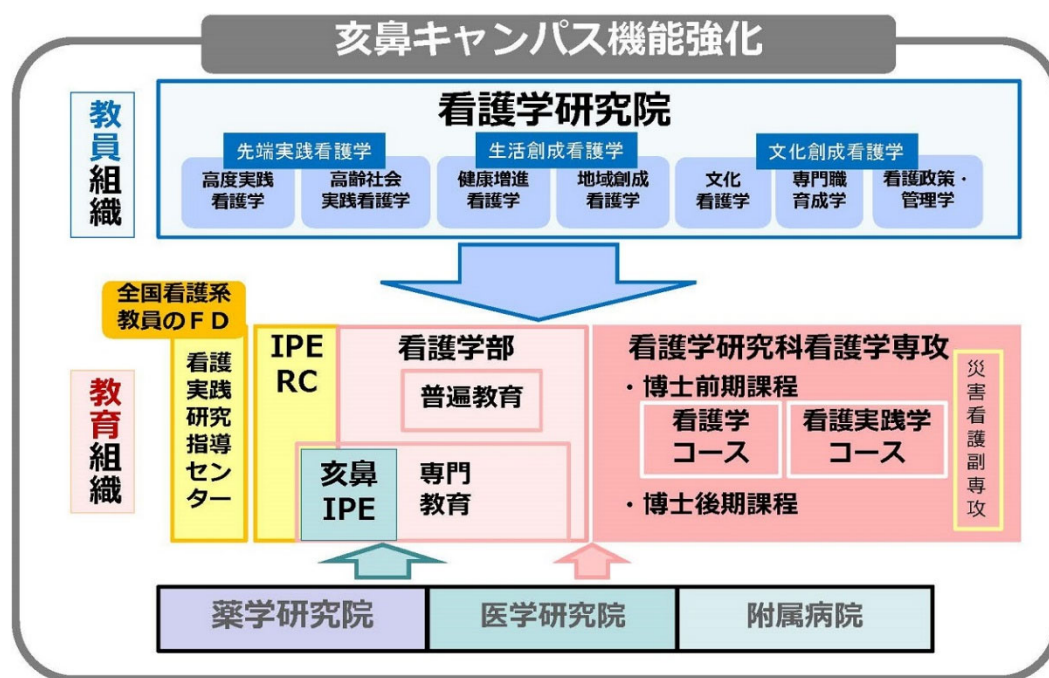


図3 教員組織と教育組織の分離

教員組織と教育組織の分離に伴う若手教員の育成に向けた取り組みへの影響について、以下に述べる。学部および大学院の科目は複数教員で担当しており、助教が学生指導の主体となる学部臨地実習指導においても、実習前演習や反省会等には講師・准教授・教授が参加すると共に、実習中の指導について相談体制を整えている。若手教員は、教員組織と教育組織を分離することで、今まで同じ講師・准教授・教授から指導・教育を受けていた体制から、科目により異なる講師・准教授・教授の指導・教育を受ける機会が増える。また、教員組織と教育組織の分離により若手教員の自立が促され、教育研究分野を超えた科目運用や、研究活動が推進される効果も期待している。

(3) 中心となる研究分野

- 先端実践看護学

先端看護学とは、社会システムの変革と保健医療の高度化複雑化に適応し、先端的な看護学を創出することを目的とする研究分野を指す。本研究科では、高度実践看護学、高齢社会実践看護学の 2 教育研究分野から構成される。所属する教員の研究領域は、がん看護、クリティカルケア、エンドオブライフケア、健康問題をもつ児の成長発達支援／家族支援、認知症ケア、高齢者ケア、慢性疾患看護、等である。

ここでは教員のこれまでの学際的研究経験を活かし、データ・ドリブン・リサーチおよびAIなどを活用した大規模データの活用を基盤とした先端的な看護学研究に積極的に取り組む。AI センターなどの千葉大学の関連研究拠点と連携し、海外との積極的な共同を行うことで学際研究をけん引する。また大規模データの活用的前提となる先端医療に依じて必要となる看護実践シーズの探索および試行的な看護介入の検証などを積極的に行う。

- 生活創成看護学

人々の生活の安寧に貢献するための創造的な生活支援および健康増進を推進する看護学を創出することを目的とする研究分野を指す。本研究科では、健康増進看護学、地域創生看護学の 2 教育研究分野を含む。所属する教員の研究領域は、ヘルスプロモーション、包括的リハビリテーション、リプロダクティブヘルス、長期ケアを支えるテクノロジー開発とそれに伴う倫理、継続的な災害看護、などである。

ここでは、教員のこれまでの慢性病や生活機能障害、災害などの継続的長期的支援を必要とする人々への看護の研究経験を活かし、非侵襲的センシングによる長期的な健康支援方法、倫理的なケアテクノロジー、当事者と共同した安全安心な生活創成を目指した看護介入の開発検証などを積極的に行う。

- 文化創成看護学

世界の大きな変化を予測し、その変化に適応する政策、ケア提供システム、次世代育

成に貢献する看護学を開発することを目的とする研究分野を指す。本研究科では、文化看護学、専門職育成学、看護政策・看護管理学の3教育研究分野を含む。所属する教員の研究領域は、看護理論、看護技術、看護教育、専門職育成、専門職連携教育、国際看護、看護政策、看護管理等である。

ここでは、教員のこれまでの理論開発、専門職教育、根拠に基づいた組織改革、政策研究などの経験を活かし、変革し続ける社会に貢献できる看護の理論化、看護の価値の創出及び普及、看護政策及びシステム管理に関する国際研究、次世代専門職育成に資する教育理論の開発検証などを積極的に行う。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) ナンバリング、カリキュラム・ツリー

千葉大学の教育改革の一環として、教育の質を保証するとともに、学生の立場に立った教育課程の体系化を進める仕組みとしてコース・ナンバリング・システムを平成27年度より導入している。このシステムを改組後も引き続き適用する。このシステムにおいては、授業科目の順序性・体形性・難易度を表現するため、部局コード、教育の基礎単位の文字コード、科目の水準コード、識別コードから成る5桁のコードを書く授業科目に付している。これにより、個々の授業科目が千葉大学の教育プログラム全体のなかでどの位置にあるかを示すと共に、学生が他学部や他学科等の授業科目を履修する際の指標として役立つとともに、国内の他大学や海外の大学との単位互換につなげることを可能としている。

看護学専攻の第1文字コード(部局コード)はN、第2文字コードは、博士前期課程においては看護学コースN、看護実践学コースS、共通科目Xとし、博士後期課程においてはNとする。水準コードは、博士前期課程の共通基盤科目や授業科目は500、特別研究と課題研究は600、博士後期課程の共通基盤科目や講義型科目は700、演習・実習科目は800、特別研究は900である。各科目の配当年次は、カリキュラム・ツリーに示すように、各科目の水準コードに基づき決定している(資料3)。

(2) 履修ガイダンス

履修案内は、入学時および進級時に博士前期課程・後期課程の院生全員を対象とした履修ガイダンスにて実施する。入学時ガイダンスの内容は、研究科の組織・教員紹介、履修方法、研究倫理、留学及び英語教育プログラム、学生相談体制、ハラスメント対策、生活支援(各種助成金・授業料免除申請、両立支援)等である。さらにTeaching Assistant、Research Assistant、および図書館利用ガイダンスを実施する。進級時ガイダンスでは、年次に応じた円滑な履修や研究の推進等を含む。また、指導教員により個別に、それぞれのコース・プ

プログラムにおける履修モデルや履修科目、学位論文作成のスケジュール等について詳細な履修指導を実施する（資料4）。

（3）留学生への履修ガイダンス及び支援

本研究科では、国際プログラムとして若干名の留学生の入学を受け入れている。留学生の入学時には、大学院教務委員会主催及び主指導教員によるガイダンスにおいて履修指導を行う。その後は主指導教員によって、随時履修指導を行う。

また、千葉大学における留学生支援は、インターナショナル・サポートデスクにおいて奨学金、住まい、在留資格、日本語学習、保険、学費、就職等の留学生生活全般に関する支援を実施している。看護学研究科がある亥鼻キャンパスには、亥鼻ランチが設置され、留学生からの相談への対応だけでなく、亥鼻ランチから留学生の個別の状況に応じた助言も行う。主指導教員もインターナショナル・サポートデスクと連携しながら、留学生生活の支援を実施する。

（4）博士前期課程の教育方法、履修指導

● 教育課程編成・実施の方針に基づく教育

博士前期課程では、前述した学位授与の方針に挙げた能力を育成するために、以下の教育課程・実施の方針を定め、教育を行う（資料1）。

博士前期課程 看護学専攻 看護学コース

「自由・自立の精神」を堅持するために

特別研究において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- ・ 社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における研究開発の必要性を検討する機会を提供する。
- ・ 自己の研究計画の策定、情報交換、成果の発信のため、専門性を活かした留学をはじめとする多様な海外・国内活動の機会を提供する。
- ・ 専門科目や特別研究において、多様な専門性や経験をもつ複数の教員が関わる体制によって、多層な視座から社会をとらえる機会を提供する。
- ・ 多様な海外・国内活動に向けた英語による Academic Communication の学修機会を提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・ 専門分野に関する深い学識を与えるための体系的な教育課程を提供するとともに、学識を問題解決に活用するための実践的考察を行う機会を提供する。

- ・ 自己の専門分野と関連する他の専門分野との関係を理解するための学修の機会を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・ 看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供する。

上記の継続的な学修を促進するために、情報通信技術を活用した学修基盤を提供する。

博士前期課程 看護学専攻 看護実践学コース

①看護管理学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- ・ 看護管理に携わる看護職者に、組織の課題解決に向けた問題解決能力、実践的に検証する能力の修得にむけた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力を涵養する。課題研究において、自組織の課題解決に向けてモデルや理論を活用して系統のかつ論理的に課題の背景を分析し、実現可能な目的・目標を設定した上での課題解決に導く方策の策定、評価・検証に取り組む能力を涵養する。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- ・ 保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護についての幅広く深い学識が修得できるよう、留学をはじめとする多様な海外活動の機会を提供することも含めて教育課程を編成し、提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・ 職場の課題解決のための情報活用や解決能力が修得できる教育を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・ 現職の看護管理者に対し、職場の問題を取り上げ、課題研究を行うことで、国民のニーズと医療の高度化に対応して看護実践の場を改革し、検証する教育の機会を提供する。

②高度実践看護学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- ・ 高度な看護実践能力に基づき、複雑な課題を解決するための知識、理論、問題解決の能力の修得に向けた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力を涵養する。特別研究において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- ・ 社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における看護の課題や研究開発の必要性を検討する機会を提供する。
- ・ 国内外の保健医療福祉のシステムの変化や高度実践看護師の活動および比較を通して、ケアシステムの改善に向けた幅広く深い学識が習得できるよう、留学をはじめとする多

様な海外活動の機会を含めて教育課程を編成する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・ 保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題をもつ患者にケアとキュアを統合し、卓越した直接ケアを提供すると共に、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行うための学修の機会を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・ 高度な看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供する。

③特定看護学プログラム

「自由・自立の精神」を堅持するために

- ・ 特定看護学の機能を強化し、特定行為を看護と統合して提供するための知識、理論、問題解決の能力の習得に向けた教育課程を編成し提供するとともに、主体的な選択により、効果的効率的に課題に取り組む力を涵養する。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- ・ 国内外の保健医療福祉のシステムの変化および比較を通して、看護学について幅広く深い学識が習得できるよう、留学をはじめとする多様な海外活動の機会を含めて教育課程を編成する。
- ・ 社会から求められている看護学の教会の拡大及び機能強化の方向性を検討し、看護の対象となる集団、個人の wellbeing に貢献する機会を提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・ 特定行為を看護と統合して提供するための体系的な教育課程を提供するとともに、学識を多職種とともに問題解決するための実践的考察を行う機会を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・ 特定行為を提供するにあたって、自組織の課題の分析および専門職連携の障壁の分析を通して、患者利用者の QOL の維持向上のための高度看護実践の効果検証をする機会を提供する。

● 教育課程編成・実施の方針に基づく教育を実現するための履修指導体制

本改組では、教員組織と教育組織の分離と共に一専攻とすることで、複数指導体制及び複数教員による科目運営を促進する。本研究科の専任教員は、看護学コース及び看護実践学コースに含まれる看護管理プログラム、高度実践看護学プログラム、特定看護学プログラムのうち一つのプログラムに主として関わる。また、指導教員の基準を満たしている者は、看護学コース及び看護実践学コースのうち一プログラムの主指導教員となることができる。各教員が、看護学コースと看護実践学コースの学生教育に関わることで、教育においても、常に、看護学と看護実践の往還を意識することとなり、看護学コースと看護実践学コースの教

育双方により効果をもたらすことを目指している。また、科目を複数教員で担当することにより、教員数が減少した際の授業継続の保障と、複数指導体制の実質化及び教育の質向上を目指す。以下に、各コース／プログラムの教育体制について述べる。

① 看護学コース

博士論文主指導教員の資格を有する教員のうち、学生が関心をもつ研究を指導できる教員が主指導教員となる。また、副指導教員は、研究方法および関連領域の研究において適切なスーパーバイズができる教員2名以上とする。

②看護実践学コース看護管理学プログラム

看護管理者が現職のままで高度な看護管理実践能力を獲得することを目指すプログラムである。看護管理業務と大学院での学修の両立が可能となるように、e-learning 科目、土曜日開講科目および集中講義科目などを組み合わせ、所属組織と調整しつつ履修できるようにする。演習および課題研究では、現場の看護管理上の課題解決のためのプロジェクト研究を実施する。そのため、主指導教員は、看護管理に関する実務経験、看護管理に関する教育経験、看護管理に関する研究業績を有するものとする。

③高度実践看護学プログラム

研究能力の高い専門看護師を養成するプログラムである。そのため、専門科目、看護学演習及び看護学実習を履修する必要がある、また看護学コースと同様に特別研究を課している。本プログラムは、がん看護専門看護師及び小児看護専門看護師の育成を担うため、主指導教員は、がん看護または小児看護領域で実践経験及び博士の研究指導経験を有し、かつ専門看護師育成の経験を有するものとする。

④特定看護学プログラム

現職の看護職が組織に所属したままで、特定行為を実施しながら、地域で暮らす人々の生活を支援し看取りまでの看護を実践し、地域包括ケアの推進に貢献できる特定看護師を養成するプログラムである。想定される活躍の場は急性期、回復期、生活期それぞれの医療施設、介護施設、訪問看護ステーションと多岐にわたる。本プログラムは、千葉大学医学部附属病院の特定行為研修と連携して提供される。専門科目として21区分38行為の特定行為をコンフォートケア科目群、リハビリケア科目群、ロングタームケア科目群、クリティカルケア科目群の4つに分類し、所属組織に必要とされる特定行為科目群を履修する。これらの科目群は千葉大学医学部附属病院もしくは大学院生の所属施設で実習を行う。また、特定行為を看護と統合して実践するための専門科目として特定看護実践論Ⅰ、Ⅱ、特定看護演習を配置し、更に特定行為と看護実践を統合し実施する能力を獲得するための特定看護実習を履修する。課題研究では、学術的社会的意義の高い課題を取り上げ、自部署の診療ケアの改革を行いそのアウトカムを検証し論述する。以上の特色から、本プログラム責任者は急性

期、回復期、生活期の医療および地域包括ケアシステムの教育研究、課題研究の指導経験、現職者の大学院での学習支援経験が豊富であり、かつ特定研修指導者の研修を受講済みの教授1名を配置する。主指導教員として、リハビリケア科目群、クリティカルケア科目群には救命救急、呼吸循環に関する看護実践及び教育研究が豊富な教授、コンフォートケア科目群には慢性病及び精神看護の実践経験、教育研究経験の豊富な教員、ロングタームケア科目群には創傷ケア、感染看護などの教育研究及び実践経験の豊富な教員とする。また特定行為研修の演習及び実習は千葉大学医学部附属病院より適した医学部教員が担当する。特定行為研修の進捗管理および評価は、大学病院の特定研修運営委員会及び指導者と密接に連携を取り進める。

- 多様な背景をもつ学生の学修を支援するメディア授業の活用

本研究科の学生は、博士前期・後期課程ともに、フルタイムの学生、現職の看護管理者、看護系大学の教員など多様な背景をもつ。出産・育児、介護などライフイベントのある学生や遠方に居住する学生も存在する。多様な背景を有する学生が看護学研究科のキャンパス内外にしながら相互作用しつつ学習できる環境を整備することが重要になる。そのため、e-learning 科目や Moodle、Zoom 等の ICT を活用したメディア授業を、科目区分や必修・選択を問わず整備する。すなわち、大学院教育における Society 5.0 の実現を目指す。

(5) 博士前期課程の研究指導及び学位論文の質担保

- 研究倫理教育及び倫理審査体制

研究倫理教育を重要視し、全ての学生には、毎年、倫理審査委員会主催のFDの受講及びCITI JAPAN 教材の e-learning の修了を義務づけ、倫理審査申請の必要条件としている。加えて、博士前期課程カリキュラムの共通基盤科目「看護学研究Ⅲ」において、研究倫理を体系的学ぶ必修科目1単位(第2ターム開講)として位置づける。全ての研究は、研究科の倫理審査及び必要に応じデータ収集施設等の倫理審査委の承認を得る必要がある。詳細は、p30 博士後期課程の項目に記載した。

- 主指導教員の決定と論文指導

主指導教員の決定は、学生が関心を持つ研究テーマや研究方法を踏まえて、大学院教務委員会での審議を経て、1年次の9月に教授会にて正式決定する。

博士前期課程では、主指導教員の指導のもと、特別研究および課題研究の研究計画書を作成する。研究計画を完成後は、看護学研究科における倫理審査、必要に応じて、研究協力施設の倫理審査受審にむけた指導を行う。倫理審査に要する期間はおおむね1か月であり、倫理審査承認後は、研究協力施設や研究対象者への協力依頼を開始する。

主指導教員は、学生が研究協力依頼、データ収集、分析、修士論文の作成までを主体的に進めることができるように、学生の進捗状況を踏まえて個別指導、グループ指導、必要に応

じ、ICT を活用した遠隔指導を行う。

● 論文審査

特別研究および課題研究として完成した修士論文の審査は、千葉大学大学院学則および千葉大学大学院看護学研究科学位論文審査に関する内規に基づいて行う。

①修士論文（理論開発特別研究、専門看護特別研究、Master's Thesis）の審査

学生の修士論文の内容に応じて、教授会の指名する3名以上の審査委員（主査1名、副査2名以上、但し主指導教員は主査とはなれない）による口述審査及び最終試験及び論文発表会（発表15分、質疑応答10分）にて行う。主査は、副査と合議のうえ審査結果報告書を作成する。特別教授会は、審査結果報告書に基づき学位論文審査基準に照らして最終審査結果の可否判定を行う。修士論文の審査基準を以下に示す。国際プログラムにおいては、同様の審査基準を英文で提示する。

【修士論文の審査基準】

- ①看護学の発展に向けた明確な問題意識に基づき研究テーマを設定している。
- ②研究計画時から論文完成までの全過程において研究倫理を遵守している。
- ③テーマに関連した国内外の文献を包括的に検討し研究目的を明確にしている。
- ④研究目的に合致した妥当な研究方法論を適用しており、適用の根拠が明瞭である。
- ⑤研究目的に合致した妥当なデータ収集を行っており、その妥当性の根拠が明瞭である。
- ⑥研究目的に合致した妥当な分析を行っており、その妥当性の根拠が明瞭である。
- ⑦研究成果の独創性について適切な文献を用いて論述している。
- ⑧研究成果の看護学的意義が明瞭である。
- ⑨研究の限界を踏まえて、研究成果の適用範囲と残された課題を明らかにしている。
- ⑩文献引用が適切であり、論理的に整合性のある論述がなされている。

②修士研究（看護管理課題研究、特定看護課題研究）の審査

修士研究計画審査と修士研究審査の2段階で審査を行う。修士研究計画審査は、修士研究計画発表会（発表10分、質疑15分）を実施し、特別教授会にて可否を審議する。修士研究審査は、プロジェクト研究である特徴をふまえ、主査1名（主指導教員）、副査2名以上の審査委員により口述審査を実施し、合議のうえ審査結果報告書を作成する。特別教授会は、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして最終審査結果の可否判定を行う。合格と判定された学生は、修士研究報告会において発表を行う。修士研究の審査基準を以下に示す。

【修士研究審査の視点】

- ①計画書に基づいて遂行している。計画変更の場合には、その根拠を記述している。
- ②結果を質的あるいは量的データをもとに記述し、評価を行っている。
- ③文献を活用して結果を説明している。
- ④論理的かつ整合性のある記述をしている。
- ⑤倫理的な配慮をしている。
- ⑥組織における課題解決の意義を記述している。
- ⑦①-⑥をもとに、課題研究をどのように遂行し、評価したかを質疑応答を通して明らか

にしている。

⑧課題研究への取り組みを通して、看護管理者あるいは特定看護師としての能力がどのように開発されたかについて、根拠を示しながら説明している。

(6) 博士後期課程の教育方法、履修指導

博士後期課程では、前述した学位授与の方針に挙げた能力を育成するために、以下の教育課程・実施の方針を定め、教育を行う。

「自由・自立の精神」を堅持するために

特別研究、特別演習（研究計画）において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生に主体的に取り組む能力を涵養する。

「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」を持つために

- ・ 自己の専門領域に関して、地球規模的な視点からの問題について理解し、その解決のためにどのような研究開発や他領域間の協働が必要かを考察する機会を提供する。
- ・ 自己の研究計画の策定、情報交換、成果の発信のため、専門性を活かした留学をはじめとする多様な海外活動の機会を提供する。
- ・ 多様な海外・国内活動に向けた英語による Academic Communication の学修機会を提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・ 特別研究、特別演習（研究計画）、看護学特論等において、専門性の高い研究領域における新しい知見や価値の創造に向けた検討の機会を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・ 自立的・指導的な研究者として、研究・教育に従事するための準備となる実践的な学修の機会を提供する。
- ・ 海外・国内の多様な文化や社会における健康と安寧な生活への看護学の貢献に学び、看護学の新しい知見や価値の創造の必要性を考察する機会を提供する。

上記の継続的な学修を促進するために、情報通信技術を活用した学修基盤を提供する。

履修指導体制は、各教員の研究領域を専門とする大学院生の教育・研究指導を主に行うが、学生の主体性を尊重し、論文の複数指導体制に加え、科目の履修においても学内外の教育研究者と学術的ネットワークが築けるように支援する。

(7) 博士後期課程の研究指導及び学位論文の質担保

● 研究倫理教育の重視及び倫理審査体制

研究倫理教育を重要視し、全ての学生には、毎年、倫理審査委員会主催のFDの受講及びCITI JAPAN教材のe-learningの修了を義務づけ、倫理審査申請の必要条件としている。全ての研究は、研究科の倫理審査委員会及び必要に応じデータ収集施設等の倫理審査委員

会の承認を得る必要がある。博士論文研究は段階的に行われる、あるいは介入研究となる場合も多い。介入しない研究や侵襲を伴わない／軽微な侵襲のみ想定される研究については、通常審査（2名の倫理審査委員が個別に審査を行い、2名の委員および委員長との合議）を行う。一方、介入の有無を問わず軽微ではない侵襲を伴う研究については、集中審査（倫理審査委員全員出席のもとで申請学生による対面での説明、質疑応答を実施。倫理審査委員全員による合議）を実施する。研究計画に変更が生じた際及び段階的な研究では、複数回倫理審査の受審が必要となる。研究終了時には、終了報告書を学生から倫理審査委員会に提出する。倫理審査体制や申請書類の書式は、看護学研究科の学内ホームページにおいて、いつでも確認することができる（資料5）。

作成された論文については、予備審査、本審査の提出論文に対し、主指導教員が剽窃チェックを実施し、その結果をもとに学生を指導する。さらに、主指導教員は最終的に大学に提出される電子版の学位論文（国会図書館、千葉大学リポジトリ保存用）に対しても剽窃チェックを行い、不正がないことを確認する。

- 複数指導体制による研究の遂行

本研究科では、博士後期課程の学生が、研究計画の完成から博士論文提出までの過程を通して、さまざまな観点から指導を受ける事ができるよう、主指導教員1名及び副指導教員2名以上から成る複数指導体制を取っている。研究計画承認会議、予備審査、本審査の時に限らず、研究改革や論文作成に置いて助言がほしい時や、研究枠組みや研究方法論などについて検討を深めたいときなど、学生は副指導教員に指導を求める事ができる。また、必要に応じて、複数の指導教員から同時に指導を受けることもできる。学生に対し、複数指導活用にもむけ推奨する事柄を履修案内に記載し、学生の主体的な研究活動を支援する。

- 副論文の公表による段階的な研究の遂行

本研究科では、本論文と関連した内容の副論文2編以上（査読有）を課し、1編は筆頭による原著論文または筆頭による英論文であることを求めている。副論文は、予備審査の際にin pressである必要があるため、計画的な研究遂行が必要であり、学生には入学時及び進級時のガイダンスで繰り返し説明を行っている。副論文を公表する過程を通して、学生は段階的に研究を遂行することができる。

- 論文審査

博士後期課程の論文審査は、博士論文研究計画書時点で行う研究計画審査（研究計画承認会議）、博士論文研究提出後に行う予備審査、本審査・最終試験、博士論文発表会にて実施する。研究計画承認会議では、博士論文研究計画書について、主指導教員と副指導教員2名から質問や意見を伝え、学生は研究計画書を加筆修正する。加筆修正された研究計画書が研究計画承認会議にて承認された後は、特別教授会において研究計画書と研究計画承認会議

の概要を主指導教員が報告する。研究計画書完成後は、看護学研究科の倫理審査を受審、必要に応じて研究協力施設の倫理審査も受審する。

博士論文予備審査（口述審査）及び本審査・最終試験（口述試験）は、主査1名、副査3名以上の審査委員により実施する。主指導教員は主査を務めることはできない。本審査の後、博士論文発表会（発表時間15分、質疑応答10分）を実施する。主査は、副査と合議のうえ審査結果報告書を作成する。特別教授会は、審査結果報告書に基づき学位論文審査基準に照らして最終審査結果の合否判定を行う。博士論文の審査基準を以下に示す。国際プログラムにおいては、同様の審査基準を英文で提示する。

【博士論文の審査基準】

- ①看護に関わる現象を対象として研究テーマを適切に設定している。
- ②研究計画時から学位論文提出までの全過程を通して研究倫理を遵守している。
- ③研究テーマ設定の適切性と重要性を国内外の文献により論述している。
- ④国内外の研究論文を包括的かつ広範囲に文献検討し、研究目的を明確化している。
- ⑤研究目的を達成するために妥当な研究方法論を適用しており、適用の根拠が明瞭である。
- ⑥研究結果の産出に向け妥当なデータ収集、分析方法が用いられている。
- ⑦研究成果の新規性、看護学的・学術的意義について文献を用いて論証している。
- ⑧研究成果は、看護学の発展に寄与するとともに、学際性を有し、社会的貢献度が高く、国際的公表に値する。
- ⑨引用文献を適切に用いて、産出した研究成果の普遍性を論述している。
- ⑩論文構成が適切であり、専門用語や概念を的確に活用して、論理的に整合性のある論述がなされている。

最終試験に合格した博士論文は、博士の学位の授与を受けた日から1年以内に千葉大学リポジトリの利用によるインターネット公表をしなければならない。そのため、博士論文のインターネット公表確認書を用いて、各学生に確認する。

（8）修了要件

- 博士前期課程 看護学コース
理論開発特別研究（12単位必修）修士論文を作成し、最終試験に合格する
看護研究演習（6単位必修）、専門科目（2単位選択必修）
共通基盤科目（看護学研究Ⅰ～Ⅲ、各1単位必修）
看護革新力の基礎（1単位必修、合計10単位以上）、合計30単位以上を履修する。
- 博士前期課程 看護実践学コース
①看護管理学プログラム
看護管理課題研究（12単位必修）修士研究を作成し、最終試験に合格する
看護管理学演習（6単位必修）、専門科目（2単位選択必修）

共通基盤科目（看護学研究Ⅰ～Ⅲ、各 1 単位必修）、看護革新力の基礎（1 単位必修）、プロジェクト・マネジメント（1 単位必修）、組織マネジメント論（2 単位必修）、合計 10 単位以上）、合計 30 単位以上を履修する。

②高度実践看護学プログラム

日本看護系大学協議会が定めた専門看護師養成課程カリキュラムに則り、下記の 38 単位：看護学実習Ⅰ～Ⅲ（10 単位必修）、看護学演習（4 単位必修）、専門科目（10 単位必修）、共通基盤科目（看護管理学（2 単位必修）、看護教育学（2 単位必修）、看護理論（1 単位必修）、看護倫理（1 単位必修）、ナースィングアセスメント（2 単位必修）、臨床病態学（2 単位必修）、臨床薬理学（2 単位必修）、コンサルテーション（1 単位必修）、看護政策（1 単位必修）。これらに加え、本研究科独自の共通基盤科目（看護学研究Ⅰ～Ⅲ（各 1 単位必修）、看護革新力の基礎（1 単位必修）、専門看護特別研究（12 単位必修）の 16 単位、合計 54 単位以上を履修する。

③特定看護学プログラム

厚生労働省が定める特定行為研修の規定に則り、下記の 16～38 単位：専門科目（1 科目群以上 5～27 単位必修）、共通基盤科目（e-learning 演習臨床推論（1 単位必修）、e-learning・演習フィジカルアセスメント（1 単位必修）、e-learning・演習臨床病態生理（1 単位必修）、e-learning・演習疾病臨床病態学（1 単位必修）、e-learning・演習臨床薬理（1 単位必修）、e-learning 医療安全学（1 単位必修）、本研究科独自の共通基盤科目（看護学研究Ⅰ～Ⅲ（各 1 単位必修）、看護革新力の基礎（1 単位必修）、EBP 実装（1 単位必修）、地域包括ケア論（1 単位必修）、特定看護課題研究（6 単位必修）、特定看護実習（6 単位必修）、特定看護演習（4 単位必修）、合計 41～63 単位以上を履修する。

● 国際プログラム 博士前期課程

博士前期課程看護学コースと同等な考えにより、博士前期課程国際プログラムにおける履修単位数は 32 単位以上とし、必要単位の履修方法は、次のとおりである。1) 看護病態学、成人看護学、地域看護学の中から、主専攻を選ぶ。2) 主専攻に関する分野において、看護学Ⅰ～Ⅱ（計 4 単位）、看護学演習Ⅰ～Ⅱ（計 8 単位）、特別研究（12 単位）を必修科目として履修する。3) 上記以外に、看護学研究（2 単位）を必修科目として履修する。4) 上記以外の授業科目より 6 単位（他の大学院及び本学の他の研究科の授業科目 4 単位を含む。）を選択科目として履修する。

千葉大学大学院学則に則り、博士前期課程においては、選択科目として履修すべき 6 単位のうち 4 単位については、他の大学院及び本学の他の研究科の授業科目での単位修得を認める。

- 博士後期課程

履修単位数は12単位以上とし、必要単位の履修方法は下記のとおりで、さらに博士論文を作成し、最終試験に合格することである。

- 1) 共通基盤科目3単位を必修科目として履修する。
- 2) 専門科目のうち、主専攻の特論のいずれか2単位を必修科目として履修する。
- 3) 特別演習2単位を必修科目として履修する。
- 4) 特別研究5単位を必修科目として履修する。

- 国際プログラム 博士後期課程

博士後期課程看護学コースと同等な考えにより、博士後期課程国際プログラムにおける履修単位数は12単位以上とし、必要単位の履修方法は、次のとおりである。1) 看護病態学、成人・老年看護学、地域看護学、訪問看護学、管理看護学の中から、主専攻を選ぶ。2) 主専攻の「特論」(2単位)を必修科目として履修する。3) 主専攻の「特別演習」(2単位)及び「特別研究」(6単位)を必修科目として履修する。4) 「選択」科目から2単位を履修する。

なお、グローバル化の進展に伴い、文化的感受性、国際発信力を高めるために、すべての学生は在学中に必ず一回以上留学を行うこととする。国際プログラムの学生の留学については、目的を達成しうるものであれば、日本国内での活動も可とする。

- 災害看護副専攻プログラム

災害・広域看護学領域での博士前期・後期あるいは博士後期の学修に加え5大学災害看護コンソーシアム科目10単位以上を履修した学生には、博士後期課程の修了証に博士号(看護学) Disaster Nursing Global Leader を付記する(学修証明書、学校教育法施行規則第163条の2)。また、他領域で博士前期・後期課程を学修すると共にコンソーシアム科目を10単位以上履修した学生には、災害看護副専攻プログラム認定証(学修証明書、学校教育法施行規則第163条の2)を発行する。

災害看護副専攻プログラム認定証は、博士後期課程修了時に発行するものとするが、コンソーシアム科目は、博士前期・後期課程いずれにおいても履修可能である。博士前期課程で他大学のコンソーシアム科目を履修した場合、4単位までは博士前期課程の選択科目[修了要件]とすることができる。

6. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地の整備計画

本研究科を設置する千葉大学は、以下の通り既存の校地等を共同利用する。

千葉大学においては、本研究科に参画する専任教員の教育研究拠点が亥鼻キャンパスの大学院看護学研究科であることを踏まえ、大学院看護学研究科の施設・設備等である看護・医療系総合研究棟、看護学部管理棟、附属図書館亥鼻分館が該当し、本研究科で実施する教育・研究に必要な施設・設備を備えている。(資料6)

看護・医療系総合研究棟は北棟・中棟・南棟の3つの建物で構成されており、講義室や研究室がある。また、各フロアにリフレッシュルームが設置されている。

看護学部管理棟は1階に事務室があり、2階から6階には、会議室、実習室、研究室がある。3階から5階に設置された実習室では、専門基礎科目の実験・実習や看護技術の演習を行う。

(2) 自習室について

千葉大学大学院看護学研究科においては、大学院生は、各教員に割り当てられた学生研究室において、各々の研究テーマに基づいた研究を行っている。また、図書館に自習できる場所を設けている。

(3) 校舎等施設の整備計画

本研究科では、千葉大学亥鼻キャンパスの既存の施設・設備等を利用する。講義形態をとる授業については、既存施設を利用する一方で、演習科目については、実習室、研究室を共同利用することにより、本研究科に係る大学院教育および研究に十分に必要環境が整備され、多面的な教育・研究を実施することができる。

研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセントを整備しており、大学院教育および研究に必要な機能は備えている。

(4) 図書館の整備事業および資料

千葉大学附属図書館亥鼻分館は、昭和46年3月に竣工し、延床面積は3,784平米、閲覧座席数は263席を有する。医学、薬学、看護学に力点を置いた蔵書が特徴であり、33万点を超える蔵書を備える。開館時間は平日9時から21時45分まで、土曜日曜10時半から20時までとなっている。学生の休業期間中は、平日9時から16時45分まで開館しているが、土曜日曜は休館している。

また、千葉大学附属図書館全体としては、約140万点の蔵書を備えており、西千葉キャン

パスにある本館、松戸キャンパスにある松戸分館で利用可能である。

千葉大学では 23,620 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、医学、薬学、看護学分野の主要国際誌のほか、Nature、Science など総合科学誌はじめ重要なジャーナルを網羅しており、学生は 24 時間アクセス可能になっている。

7. 基礎となる学部との関係

千葉大学看護学部は、昭和 50 年 4 月に設置された国立大学で唯一の看護学部であり、総合大学の中で普遍教育を通じて培われる幅広い人間性を、専門職として発展するための基盤として教育目的に明記し、看護専門職としての基礎的能力に加え、大学院に連動する基礎学力の習得、生涯にわたって学習し続ける自己教育力を身につけ、学際的かつ国際的に幅広く社会に貢献できる人材育成を目指している。改組後も引き続き、先端実践看護学、生活創成看護学、文化創成看護学の 3 つの大講座（7 教育研究分野）で構成する。

改組後の看護学研究科は、看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程、3 講座 7 教育研究分野）及び看護学研究科附属看護実践研究指導センター、看護学研究科附属専門職連携教育研究センターの 2 センターで構成する。看護実践研究指導センターは、文部科学省に看護学教育研究共同利用拠点として認定され、全国の看護系大学等の教員との共同研究や現職の看護教員・指導的立場にある看護師を対象とした研修事業等を行うことを目的としている。また、専門職連携教育研究センターは、専門職連携実践能力の体系的育成及び基礎教育プログラム開発、専門職連携実践に関する多様な職種への継続教育、政策提言に取り組んでいる。今回の改組においては、これらの知見の蓄積を活用し、専門職連携実践、専門職連携教育、災害時専門職連携演習などの大学院科目を提供し、学部教育で展開されている亥鼻 IPE 及びクリニカル IPE に連動する科目として位置付けている。

学部教育では、大学院に連動した研究力・探求力および看護実践能力を身につけることを目指し、2017 年度にカリキュラム改正を行った。学部の教育目標は、①看護実践能力、②倫理的実践能力、③研究力・科学的探究力、④専門職連携力、⑤グローバル社会における貢献力、⑥自己教育力から成る。カリキュラム改正では、③研究力・科学的探究力と、⑤グローバル社会における貢献力の修得強化を目指し、初学年から科目を配置している。③研究力・科学的探究力に関して、教育研究者の素地となる研究力は、「看護実践と研究Ⅰ：研究論文を検索し読み込む」、「看護実践と研究Ⅱ：研究論文より研究倫理について考察する」、「看護実践と研究Ⅲ：専門領域に特徴的な研究方法を学ぶ」、「看護実践と研究Ⅳ：卒業研究」を体系的に配置することで育成しており、ディプロマポリシーで示す「高い問題解決能力」の修得にもつながる教育課程となっている。このような学部教育における研究力育成が博士前期課程の研究学術モジュールと連動し、基礎的な研究能力を保証している。

⑤グローバル人材養成・異文化理解の促進に向けては、学部教育において体系的な英語カ

リキュラムを構築し、言語学専門の教員と看護学を専門とする教員が連携して、看護学の探求に必要なアカデミック英語および海外で活動する際に必要なコミュニケーション英語の両方の習得が可能となっている。そのうえに、留学科目である「Global Health and Nursing I、II」を配置し、学部学生のうちから専門留学の機会を確保している。また普遍教育科目群の外国語科目が2・3年に中級・上級を提供していることと合わせ、専門英語についても、1年次「コミュニケーション英語」、2年次「アカデミック英語（基礎）」、3年次「アカデミック英語（中級）」を体系的に配置し、最終学年では、「看護実践と研究Ⅳ（卒業研究）」において、数名の学生が英語論文の作成に取り組んでいる。

8. 入学者選抜の概要

本専攻での入学定員は、博士前期課程は40名（うち、看護学コース20名、看護学実践コース20名）、博士後期課程は15名としている。入試については看護学研究科ホームページで周知するとともに、本研究科の学務担当係にパンフレットを設置し、学務委員会主催による説明会など催しながら広報を図る。

入学者選抜にあたっては、以上のことを踏まえて以下の入学者受入の方針を定める（資料1）。

（1）博士前期課程 看護学専攻看護学コース

ア) 入学者受入の方針

博士前期課程看護学専攻看護学コースでは、学位授与方針に示した能力を持った人材を育成するために、入学者選抜における基本的考え方として、下記のように入学者受入の方針を定める。

- ①看護学と看護実践に価値を置く者
- ②普遍的教養のもとに看護学の体系的理解がある者
- ③研究活動に専心できる者

イ) 選抜方法

入学者の選抜は学力検査（看護学一般・専門科目・英語・口頭試問）及び成績証明書により行う。

出願にあたっては、あらかじめ志望する研究指導教員と相談するよう、学生募集要項等で周知する。また、合否判定においては、看護学コース内での順位及び各研究指導者の順位を基に審議し、特定の研究指導者に志願者や合格者が集中することを回避する。

(2) 博士前期課程 看護学専攻看護実践学コース

ア) 入学者受入の方針

博士前期課程看護実践学コースでは、学位授与方針に示した能力を持った人材を育成するために、入学者選抜における基本的考え方として、下記のように入学者受入の方針を定める。

(看護管理学プログラム)

- ①大学院での学修に強い意欲がある者
- ②修了までの期間、所属機関から学業と実践を両立することを認められた現役の看護管理者
- ③実践の場を改革する意欲がある者

(高度実践看護プログラム)

- ①看護学と看護実践に価値を置く者
- ②ケア改善に向けた幅広く深い学識のもとに、高度な看護実践能力を身につける資質と意欲がある者
- ③高度実践看護師として実践の場を改革する意欲がある者

(特定看護学プログラム)

- ①大学院での学修に強い意欲がある者
- ②修了までの期間、所属機関から学業と実践を両立することを認められている者
- ③特定看護学の学修成果を自組織及び看護実践の発展に活用する意欲がある者

イ) 選抜方法

入学者の選抜は学力検査（看護学一般・専門科目・小論文・口頭試問）及び成績証明書により行う。

出願にあたっては、あらかじめ志望するプログラムの研究指導教員と相談するよう、学生募集要項等で周知する。また、合否判定においては、看護実践学コース内での順位及び各プログラム内順位を基に審議し、特定のプログラムや研究指導者に志願者や合格者が集中することを回避する。

(3) 博士後期課程 看護学専攻

ア) 入学者受入の方針

博士後期課程では、学位授与方針に示した能力を持った人材を育成するために、入学者選抜における基本的考え方として、下記のように入学者受入の方針を定める。

- ① 看護学の専門性に根差した課題を探求する者
- ② 課題の探求にふさわしい方法論および分析能力を獲得できる者
- ③ 独創的かつ国際的な研究の開拓に意欲的に取り組む者

イ) 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（英語・口頭試問「修士学位論文及び研究計画等のプレゼンテーションと質疑応答」）及び成績証明書により行う。

9. 取得可能な資格

本専攻では、修了要件とはしないが、以下に示す国家資格・民間資格やそれらの受験資格を取得できることとしている。各受験資格の取得条件等についての学生への周知方法は、看護実践学コースの各プログラムで、履修の手引きを基に指導教員より周知する。

（1）認定看護管理者：公益社団法人日本看護協会認定

- 1) 既に学部等において、日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護実践学コース看護管理学プログラムを修了し、所定の単位を取得していること。
- 3) 師長以上の職位で管理経験が3年以上あること、あるいは看護実践学コース看護管理学プログラム修了後の実務経験が3年以上あること。
- 4) 日本看護協会の認定試験に合格すること。

なお、2022年度からは、以下の新たな要件となる。

- ① 看護師免許を取得後実務経験が通算5年以上あること、そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること
- ② 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得していること
- ③ ①②を満たしたものが受験資格を与えられ、認定審査に合格すること

（2）専門看護師（がん看護，小児看護）：公益社団法人日本看護協会認定

- 1) 既に学部等において、日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護実践学コース高度実践看護学プログラムを修了し、所定の単位（総計38単位）を取得していること。
- 3) 実務研修が通算5年以上あり、うち3年以上は専門看護分野の実務経験であること。
- 4) 公益社団法人日本看護協会が実施する認定試験に合格すること。

10. 「大学院設置基準」第2条の2または第14条による教育方法の実施

本研究科では、教育上特別の必要があると認めるときは夜間その他の時間又は適切な時期に講義を聴講し、研究を行うことができる。希望者は、事前に希望する指導教員に照会し、出願時には希望の旨を願書に明記することとなっている。

具体的には、月曜日から金曜日までの18時から21時10分、夏季・冬季の休業期間中に開催される講義、看護学演習、特別研究の授業等を履修でき、研究指導も受けることができる。履修計画は、指導教員と相談して作成する。

11. 管理運営

(1) 学内の管理運営体制

千葉大学では、大学全体の教育研究については、教育研究評議会で審議し、学長・理事からなる役員会で決定する運営体制をとっている。

教授会の審議事項は学校教育法等の改正の趣旨を踏まえ、精選して教学事項に限定し、人事、予算その他の研究科運営に直結する事項に関しては、研究科長をはじめとする執行部による研究科運営会議が運営主体となる。

看護学研究院教授会は、教授、准教授、講師により組織され、年11回定例開催する。看護学研究院学評は、議長である研究院長を中心に、研究科長の指名する副研究科長により組織され、年22回定例開催する。

(2) 事務組織

亥鼻地区事務部学務課が、履修登録など、カリキュラムに関する事項をサポートし、本専攻の円滑な運営に努める。事務組織の主な業務は、以下の通りとする。

- (1) カリキュラム（履修案内、時間割、シラバス等の作成を含む）に関する事項
- (2) 入学者選抜に関する事項
- (3) 学籍異動に関する事項
- (4) 修学指導、履修登録、成績に関する事項
- (5) 学位論文審査、学位授与等に関する事項
- (6) 講義室の管理に関する事項
- (7) 国際交流に関する事項
- (8) その他必要な事項

12. 自己点検・評価

千葉大学は、独立行政法人大学評価・学位授与機構による平成 19 年度の認証評価受審後の平成 20 年に、それまでの自己点検・評価に関わる規程を廃止し、千葉大学の教育研究等の状況について自ら行う点検及び評価に関する必要な事項を定めた国立大学法人千葉大学点検・評価規程を新たに制定した。同規程は、全学及び各部署の点検・評価の実施、評価結果の学長への報告と社会への公表、点検・評価結果及び第三者評価等の外部評価への対応について定めている。

上記規程に基づく千葉大学の点検・評価並びに認証評価及び法人評価については、千葉大学の運営基盤機構のもとに設置された大学評価部門が中心的に担うこととされている（国立大学法人千葉大学運営基盤機構規程、同大学評価部門規程）。

大学評価部門は、学長の指導のもと、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長の参画によって構成され、広範な評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。さらに評価業務を行うにあたり、必要に応じて、学部・研究科や全学委員会、企画政策課をはじめとする事務局各課を活用できる体制を構築している。千葉大学では、役員会ないし経営戦略会議を開催し、学長・理事・副学長の参加の下にきわめて機動的な組織運営を行っている。この会議の構成員が大学評価に全面的に関わることによって、恒常的に迅速かつ正確な対応が可能になっている点が他大学に例をみない特徴である。

特に、自己点検・評価については、他の国立大学に先駆けて、平成 20 年度から大学基本データによる点検・評価を毎年度実施し、その結果をホームページで公表するとともに、必要な改善を行って、質の維持・向上に努めている。

平成 26 年度には 2 度目の認証評価を受審し、平成 27 年 3 月にその評価結果が出されたが、千葉大学では、上記の組織体制のもとで長所や問題点の指摘について十分に検討し、長所の伸長や問題点の改善に臨む体制を確立している。

看護学研究科では、国立大学法人千葉大学点検・評価規程に則り、研究科内に「点検・評価委員会」を設置する。

本研究科の基本理念の実現のために、大学評価部門との連携を図りつつ、点検・評価委員会が中心となって、学生の受け入れに関する事項（入試方法別の出願者数、入学者数の検証と入学者選抜方法の改善など）、教育内容・方法に関する事項（学生による授業アンケート、学生との懇談会による学生の意見の聴取、これらを踏まえたカリキュラムの点検など）、学修成果に関する事項（成績評価の状況把握と分析、卒業率、留年率、就職状況など）について、毎年度点検を行い、次年度に向けて改善を行う。また、毎年度の点検・評価に加えて、数年に一度、本研究科の総合的な状況について学外者による外部評価を実施し、その結果を広く公表する。

これまで三専攻体制においても、各専攻の教授が看護学研究科教授会、学評の構成員として選出され、看護学研究科全体並びに三専攻の管理運営に携わってきており、一専攻化後も

管理運営体制に変更はない。点検・評価については、これまで看護学研究科におかれた点検評価委員会において、年度計画の実施状況について毎年自己点検評価を行い、フィードバックを図ってきていたが、一専攻化となっても当該枠組みに変更はなく、一専攻内における組織の連携強化により、より一層の教育研究成果が期待される。

13. 情報の公表

千葉大学では、インターネット上に大学のウェブページを開設しており、大学の概要・理念と中期目標・中期計画など、大学の基礎的情報を発信するとともに、カリキュラム及びカリキュラムマップ、シラバス、学則、コース・ナンバリングの原則など必要な項目を公開している。具体的な公表項目の内容と公開しているウェブページのアドレスは以下のとおりである。

- ①大学案内 <http://www.chiba-u.ac.jp/general/> 公表事項
 - 国立大学法人としての公表事項
 - 教育研究情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）
 - 情報公開法第 22 条に規定する情報
 - 法人文書の開示請求
 - 法人文書管理
 - 個人情報保護
 - 動物実験に関する情報
 - 諸会議情報統計データ一覧 <http://www.chiba-u.ac.jp/general/data/index.html>
- ②学生生活・就職支援 <http://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/index.html>
 - 学務部からのお知らせ
 - シラバス
 - 手続き窓口
 - 施設案内
 - 学生サポート
 - 学費・経済支援について
 - 学長表彰制度
 - 課外活動
 - 就職支援について
- ③教育・研究 <http://www.chiba-u.ac.jp/education/index.html>
 - 学士課程教育における方針
 - 大学院教育における方針

- 研究者を探す
- 特色ある教育研究
- 科目等履修生等の案内
- シラバス
- FD 活動状況
- skipwise プログラム
- 博士論文の公表について
- コース・ナンバリング・システム

看護学研究科の教育・研究活動の情報については、大学及び研究科のウェブページにおいて公表する。千葉大学における広報戦略本部の基本方針に沿い、その形式・内容に関するガイドラインに従ってウェブページを作成し、情報公開につとめる。また、研究科の特色やカリキュラム等の特徴を記載した広報パンフレットを作成し、配布する。

1 4. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

千葉大学では、国際未来教育基幹（基幹長は学長）を設置して、千葉大学全体の教育のあり方を企画・実施し、全学的な教学マネジメントの確立を図っている。同基幹のアカデミック・リンク・センターの下に FD 推進専門委員会を設置して全学的な FD 活動を実施するとともに、各部局に配置された FD 推進連絡会委員と連携して、各部局の FD 活動の支援を恒常的に行っている。具体的には、教員のキャリア、役職に応じた FD の実施を目的とした FD マップを基に、毎年度、全学及び各学部・研究科、全学教育センターが年度当初に FD 計画書を作成し、FD 活動を展開した後、年度末に FD 成果報告書を作成し、当該年度の FD 活動の振り返りを行っている。また、上記計画書及び報告書を学内ウェブページで公表し、成果の共有化を図っている。成果の共有化をさらに進めるために、各部局で実施する FD プログラムを精選し、コンテンツ化するための検討や、全学レベルの FD 推進研修会を行っている。

以上の取り組みに加え、2020 年度から千葉大学で開始する全教員を対象とした教員業績評価において、看護学研究科では、看護実践研究指導センターが 2016 年度「看護学教育における FD マザーマップの開発および大学間協働活用の推進」事業において開発し、翌年度に改訂した FD マザーマップ[®]の項目を、教員業績評価の評価基準として位置づけた。FD マザーマップ[®]は「基盤」「教育」「研究」「社会貢献」「運営」の 5 つのマップから構成され、それぞれのマップに含まれる評価項目によって、教員としての能力を自己評価することができる。各マップの自己評価を踏まえた自己課題の克服状況を点数化し、教員業績評価に組み込むことで、原著論文数などの量的評価に偏重しやすい教員業績評価が、質的評価を含む

より実質的なものとなった。これにより、看護学研究科として成人学習理論を基盤とした教員の成長を支援する組織的なしくみが整備できたと考える。

資料目次

1. 看護学専攻の人材育成像と学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針、入学者受入の方針	1
2. 看護管理者向けアンケート結果	5
3. 改組後 看護学専攻のカリキュラムツリー・履修モデル	9
4. 改組後 看護学専攻の履修および論文作成スケジュール	15
5. 倫理審査規程	21
6. 学内配置図	27
7. 千葉大学就業規則	37
8. 臨地実習計画	59

看護学研究科（博士前期課程）看護学専攻の人材育成像と2コース、3プログラム別の学位授与の方針

区分	看護学コース	看護実践学コース		
		看護管理学プログラム	高度実践看護学プログラム	特定看護学プログラム
人材育成像	<p>社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する教育・研究者の育成</p> <p>学際的な視点をもつ理論やモデルを創出し検証する研究者</p>	<p>課題やニーズの分析および看護理論やモデルの実践的検証に必要な研究力、看護実践の質向上や組織変革に必要なリーダーシップを発揮する能力を備えた高度実践者・看護管理者の育成</p>		
		<p>組織変革のためのリーダーシップ；エビデンスに基づき臨床の場を改革する看護管理者</p>	<p>エビデンスに基づくケア改善のリーダーシップ；エビデンスに基づき臨床の場を改革する高度実践看護師</p>	<p>根拠に基づくケア提供のためのクリニカルリーダーシップ；特定行為も実施しながら地域で暮らす人々の生活を支援し、看取りまでの看護を展開する高度実践者</p>
学位授与の方針	<p>1. 「自由・自立の精神」 自ら専門領域における研究課題を見出し、その課題の探究および知識基盤の発展に必要な基礎的研究能力に基づいて、主体的に行動できる。</p>	<p>1. 看護管理に携わる看護職者として、自ら組織の課題を見出し、課題解決に向けた問題解決能力、実践的に検証する能力に基づいて、主体的に行動できる。</p>	<p>1. 自ら専門領域における研究課題を見出し、その課題の探究および知識基盤の発展に必要な高度な看護実践能力に基づいて、主体的に行動できる。</p>	<p>1. 看護と特定行為を統合し、所属組織で質の高い医療を提供するための高度実践能力に基づいて、主体的に行動できる。</p>
	<p>2. 「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」 保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、看護支援方法の研究・開発を行うことができる。</p>	<p>2. 保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護を俯瞰し、自己の国際経験を活かして変革的に行動する能力を修得している。</p>	<p>2. 保健医療福祉システムの変化や、多様化・国際化した看護活動の必要性をふまえ、また自己の国際経験を生かし、倫理的問題解決の調整を行うことができる。</p>	<p>2. 保健医療福祉システムの変化、医療の高度化、多様化、国際化に対応した特定行為と看護活動を開発検証し変革的に行動できる。</p>
	<p>3. 「専門的な知識・技術・技能」 ・ 専門領域における研究課題を探究するために必要な基礎的研究能力および、幅広い視野から柔軟に思考できる能力を修得する。 ・ 新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し、活用できる。</p>	<p>3. 専門的な知識・技術・技能を活かし、柔軟な思考をもって文献などの情報を活用して、職場の課題解決のために、方策・評価方法を示すことができる。</p>	<p>3. 専門領域における研究課題を探究するために必要な基礎的研究能力および、幅広い視野から柔軟に思考できる能力を修得する。 ・ 新たな価値体系の創造力・指導力に関する基礎的理論や知識を修得し、活用できる。</p>	<p>3. 高度実践に必要な知識・技術・技能に関して根拠を吟味し、組織に実装するための、情報活用および課題解決ができる。</p>
	<p>4. 「高い問題解決能力」 専門領域の看護実践に必要な看護の諸理論、方法に関する知識を修得し、対象者の問題に応じて適切な看護を他者と協調・協働しながら実践できる。</p>	<p>4. 自組織の課題解決に向けてモデルや理論を活用して系統的かつ論理的に課題の背景を分析し、実現可能な目的・目標を設定した上での課題解決に導く方策の策定、評価・検証に取り組むための研究能力を修得している。 自組織の課題解決に向けて倫理的な配慮を行い所属組織の合意を得て、問題解決にあたることのできる。</p>	<p>4. 専門領域の看護実践に必要な看護の諸理論、方法に関する知識を修得し、対象者の問題に応じて適切な看護を他者と協調・協働しながら実践できる。</p>	<p>4. 特定行為を看護と統合して提供し、必要に応じてあらたな特定行為を開発実装するために必要な諸理論、方法、知識を習得し、他の専門職と協働して問題解決にあたることのできる 特定行為を看護と統合して提供しながら自部署の診療ケアの改革を行い、そのアウトカムを検証し論述する研究能力を修得している。</p>

看護学研究科（博士前期課程）看護学専攻2コース、3プログラム別の教育課程編成・実施の方針

本課程では、ナース・サイエンティストとして、看護学と看護実践の往還を具現化する研究、実践的検証を実施できる能力の育成を目的とし、教育課程編成・実施の方針をたてる。

看護学コース	看護実践学コース		
	看護管理学プログラム	高度実践看護学プログラム	特定看護学プログラム
<p>1.「自由・自立の精神」</p> <p>特別研究において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。</p>	<p>1.</p> <p>看護管理に携わる看護職者に、組織の課題解決に向けた問題解決能力、実践的に検証する能力の修得にむけた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力を涵養する。課題研究において、自組織の課題解決に向けてモデルや理論を活用して系統的かつ論理的に課題の背景を分析し、実現可能な目的・目標を設定した上での課題解決に導く方策の策定、評価・検証に取り組む能力を涵養する。</p>	<p>1.</p> <p>高度な看護実践能力に基づき、複雑な課題を解決するための知識、理論、問題解決の能力の修得に向けた教育課程を編成し提供すると共に、主体的に行動する能力を涵養する。特別研究において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生が主体的に取り組む能力を涵養する。</p>	<p>1.</p> <p>特定看護学の機能を強化し、特定行為を看護と統合して提供するための知識、理論、問題解決の能力の習得に向けた教育課程を編成し提供するとともに、主体的な選択により、効果的効率的に課題に取り組む力を涵養する。</p>
<p>2.「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における研究開発の必要性を検討する機会を提供する。 ・自己の研究計画の策定、情報交換、成果の発信のため、専門性を活かした留学をはじめとする多様な海外・国内活動の機会を提供する。 ・専門科目や特別研究において、多様な専門性や経験をもつ複数の教員が関わる体制によって、多層な視座から社会をとらえる機会を提供する。 ・多様な海外・国内活動に向けた英語による Academic Communication の学修機会を提供する。 	<p>2.</p> <p>保健医療福祉システムの変化や、医療の高度化、多様化・国際化した看護についての幅広く深い学識が修得できるよう、留学をはじめとする多様な海外活動の機会を提供することも含めて教育課程を編成し、提供する。</p>	<p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会や人々を多層な視座からとらえるための理論や概念を学修し、自己の専門領域における看護の課題や研究開発の必要性を検討する機会を提供する。 ・国内外の保健医療福祉のシステムの変化や高度実践看護師の活動および比較を通して、ケアシステムの改善に向けた幅広く深い学識が習得できるよう、留学をはじめとする多様な海外活動の機会を含めて教育課程を編成する。 	<p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の保健医療福祉のシステムの変化および比較を通して、看護学について幅広く深い学識が習得できるよう、留学をはじめとする多様な海外活動の機会を含めて教育課程を編成する。 ・社会から求められている看護学の教会の拡大及び機能強化の方向性を検討し、看護の対象となる集団、個人の wellbeing に貢献する機会を提供する。
<p>3.「専門的な知識・技術・技能」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野に関する深い学識を与えるための体系的な教育課程を提供するとともに、学識を問題解決に活用するための実践的考察を行う機会を提供する。 ・自己の専門分野と関連する他の専門分野との関係を理解するための学修の機会を提供する。 	<p>3.</p> <p>職場の課題解決のための情報活用や解決能力が修得できる教育を提供する。</p>	<p>3.</p> <p>保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題をもつ患者にケアとキュアを統合し、卓越した直接ケアを提供すると共に、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行うための学修の機会を提供する。</p>	<p>3.</p> <p>特定行為を看護と統合して提供するための体系手的な教育課程を提供するとともに、学識を多職種とともに問題解決するための実践的考察を行う機会を提供する。</p>
<p>4.「高い問題解決能力」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供する。 <p>上記の継続的な学修を促進するために、情報通信技術を活用した学修基盤を提供する。</p>	<p>4.</p> <p>現職の看護管理者に対し、職場の問題を取り上げ、課題研究を行うことで、国民のニーズと医療の高度化に対応して看護実践の場を改革し、検証する教育の機会を提供する。</p>	<p>4.</p> <p>高度な看護実践に必要な諸理論、知識、方法を修得し、問題を解決する能力を涵養することのできる教育の機会を提供する。</p>	<p>4.</p> <p>特定行為を提供するにあたって、自組織の課題の分析および専門職連携の障壁の分析を通して、患者利用者の QOL の維持向上のための高度看護実践の効果検証をする機会を提供する。</p>

看護学研究科（博士前期課程）看護学専攻2コース、3プログラム別の入学者受入の方針

看護学コース	看護実践学コース		
	看護管理学プログラム	高度実践看護プログラム	特定看護学プログラム
①看護学と看護実践に価値を置く、②普遍的教養のもとに看護学の体系的理解がある、③研究活動に専心できる、の3点を求めます。	①大学院での学修に強い意欲がある、②修了までの期間、所属機関から学業と実践を両立することを認められた現役の看護管理者、③実践の場を改革する意欲がある、の3点を求めます。	①看護学と看護実践に価値を置く、②ケア改善に向けた幅広く深い学識のもとに、高度な看護実践能力を身につける資質と意欲がある③高度実践看護師として実践の場を改革する意欲がある、の3点を求めます。	①大学院での学修に強い意欲がある、②修了までの期間、所属機関から学業と実践を両立することを認められている、③特定看護学の学修成果を自組織及び看護実践の発展に活用する意欲がある、の3点を求めます。

看護学研究科（博士後期課程）看護学専攻の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入の方針

人材育成像	<p>社会の要請に応える新領域の研究を理論開発の面から推進すると共に、看護学と看護実践の往還を具現化する研究力を有する教育・研究者の育成</p> <p>学際的な視点をもつ理論やモデルを創出し検証する研究者</p> <p>本課程では、ナース・サイエンティストとして、看護学が貢献できる課題について、理論と実践の往還を重要視する立場に立った独創的な研究・開発を自立して推進できる研究能力の育成を目的とする。</p>
学位授与の方針	<p>1.「自由・自立の精神」 自立した研究者として研究倫理を身につけ、看護学の学的基盤の発展に貢献する研究を遂行できる。</p> <p>2.「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」 自己の国際経験を生かし、学術的視点および国際的視点をふまえ、文化を考慮に入れた看護支援方法の研究・開発を行い、成果を学際的・国際的に発信すると共に、教養を高めて、持続的発展が可能な教育・人材育成に貢献できる。</p> <p>3.「専門的な知識・技術・技能」 看護学にかかわる創造性に富む高度な研究・開発能力と豊かな学識を身につけ、関連分野の研究グループに参加し、組織的な研究活動を推進できる。</p> <p>4.「高い問題解決能力」 看護学の専門性に根ざした課題に対し創造性豊かな研究・開発を行い、専門領域の情報・知識を統合し、多様な人々と協調・協働しながら健康社会を支える新たな知見や価値を創出することができる。</p>
教育課程編成・実施の方針	<p>1.「自由・自立の精神」 特別研究、特別演習（研究計画）において、研究課題の設定、研究計画の策定、研究の進捗管理について、研究倫理に則り学生に主体的に取り組む能力を涵養する。</p> <p>2.「地球規模的な視点を含む多層な視座からの社会と人々との関わり合い」 ・自己の専門領域に関して、地球規模的な視点からの問題について理解し、その解決のためにどのような研究開発や他領域間の協働が必要かを考察する機会を提供する。 ・自己の研究計画の策定、情報交換、成果の発信のため、専門性を活かした留学をはじめとする多様な海外活動の機会を提供する。 ・多様な海外・国内活動に向けた英語による Academic Communication の学修機会を提供する。</p> <p>3.「専門的な知識・技術・技能」 特別研究、特別演習（研究計画）、看護学特論等において、専門性の高い研究領域における新しい知見や価値の創造に向けた検討の機会を提供する。</p> <p>4.「高い問題解決能力」 ・自立的・指導的な研究者として、研究・教育に従事するための準備となる実践的な学修の機会を提供する。 ・海外・国内の多様な文化や社会における健康と安寧な生活への看護学の貢献に学び、看護学の新しい知見や価値の創造の必要性を考察する機会を提供する。 上記の継続的な学修を促進するために、情報通信技術を活用した学修基盤を提供する。</p>
入学者受入の方針	<p>千葉大学大学院看護学研究科では、博士後期課程の志願者に①看護学の専門性に根差した課題を探求する、②課題の探求にふさわしい方法論および分析能力を獲得できる、③独創的かつ国際的な研究の開拓に意欲的に取り組む、の3点を求めます。</p>

看護管理者向けアンケート結果

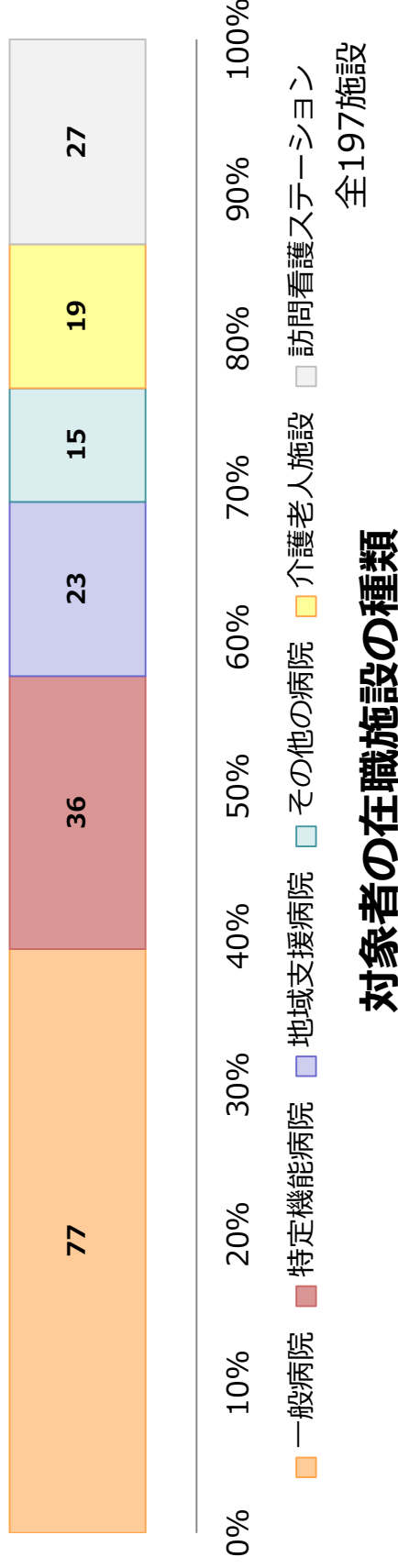
調査対象：全国の医療施設の看護管理者等

国立大学病院看護部長会、国立病院機構の部長会、千葉県立病院看護部長
本研究所看護システム管理学専攻の修了生（上記を除く）
看護協会職能委員会Ⅱ（介護・福祉関係施設・在宅等領域）担当者 等

調査時期：2020.3.1~3.31

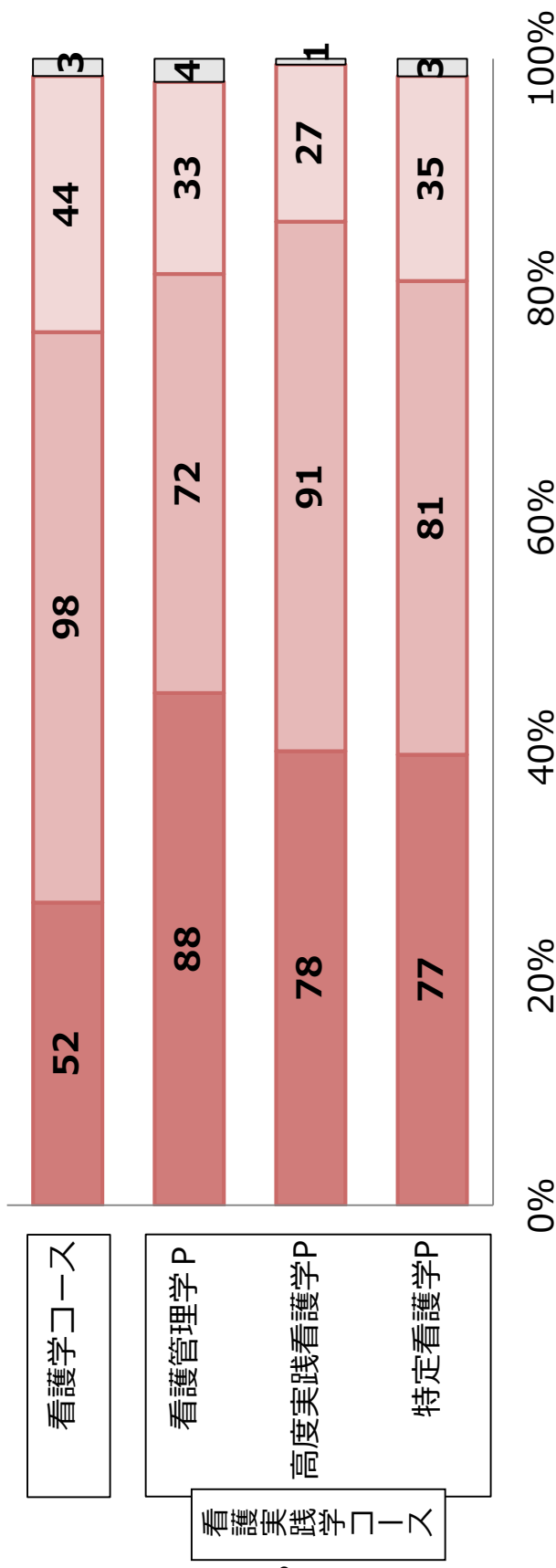
調査方法：SurveyMonkeyを用いた無記名によるweb調査

調査内容：修士課程修了者に求める能力、改組後の本研究科大学院前期課程の
2コース、3プログラム修了生の採用への関心、対象施設での
特定行為研修者人数、特定行為研修を大学院で行う必要性



入学定員について

全国の看護管理者による修了生の採用ニーズ



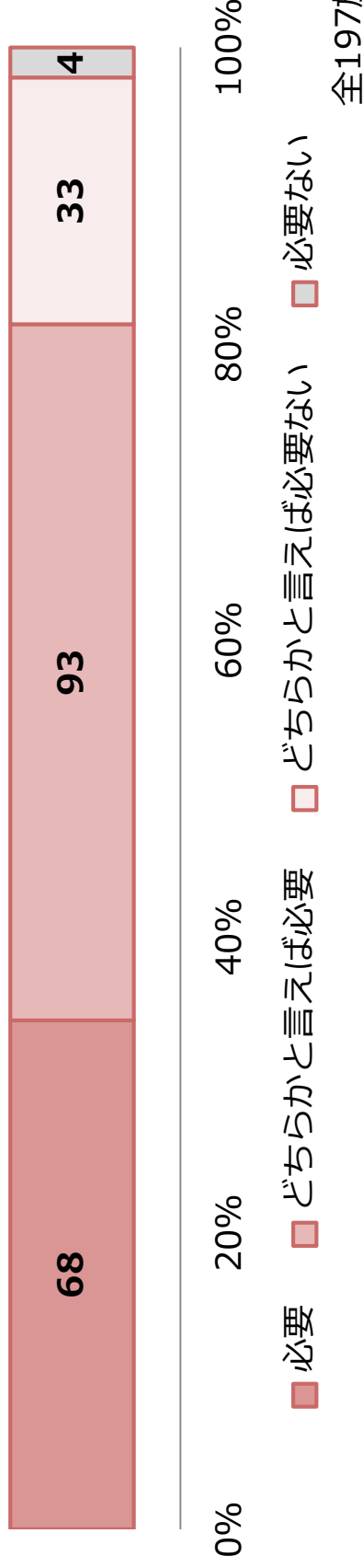
■ 関心がある □ どちらかと言えば関心がある □ どちらかと言えば関心がない □ 関心がない

全197施設

看護管理者による改組後の各コース・プログラム修了生採用への関心

看護管理者を対象とした調査

特定行為研修を大学院で行う必要性



「必要／どちらかという必要」である理由

- 臨床推論や根拠を持った判断のためには高等教育が必要
- 知識や技術に加え、必要な学際的な知識や思考力、多職種とのコミュニケーション能力などが求められる
- 患者の生活の視点で特定行為を行う必要がある
- 総合的な教育体制が整った場所で体系的に学ぶことが必要
- 時代のニーズ

改組後 看護学専攻の カリキュラムツリー・履修モデル

博士前期課程新カリキュラム 修了要件30単位以上

科目区分

水準600

看護学コース
30単位以上

高度看護管理学P#
30単位以上

看護実践学コース

高度実践看護学P*
54単位以上

特定看護学P**
41単位以上 (41-63)

特別研究
12単位
課題研究6単位

特別研究
(12単位 必修)

課題研究
(12単位 必修)

特別研究
(12単位 必修)

課題研究
(6単位 必修)

看護学演習・
実習 6~
14単位

看護学演習
(6単位 必修)

看護管理学演習
(6単位 必修)

看護学実習 I-III (10単位必修)
看護学演習 (4単位 必修)

特定看護実習 (6単位 必修)
特定看護演習 (4単位 必修)

専門科目
2~10単位

◆主専攻の2単位を
選択必修とする

◆主専攻の2単位を
選択必修とする

[小児看護専門看護師] (必修10単位)
小児看護学A・B
小児と環境の査定
小児の病態
小児の保健・医療制度
[がん看護専門看護師] (必修10単位)
成人看護学A・B
臨床腫瘍学概論
臨床医療アゴ-テ-ネーション
イントロダクション看護学

特定看護実践論 I・II (必修2単位)
[特定行為研修共通科目] 必修5単位
演習・実習(e-learning)は共通基盤
・臨床病態生理 ・臨床推論
・フィジカルアセスメント ・臨床薬理
・疾病臨床病態学
・医療安全学・特定行為実践
[コンフォートケア]
4区分、7行為 (136h_5単位)
[リカバリーケア]
7区分、11行為 (222h_8単位)
[ロングタームケア]
4区分、6行為 (162h_6単位)
[クリティカルケア]
6区分、14行為 (246h_8単位)

100

共通基盤

研5-,実装1-,実践4-

研4-,実装4-,実践2-

18U_研3-,実装5-,実践10-

13U_研3-,実装3-,実践7

科目
10単位以上

研究学術モジュール

- ・看護学研究 I (必修 1)
- ・看護学研究 II (必修 1)
- ・看護学研究 III (必修 1)
- ・看護学研究 IV (選択 1)

・アカデミックコミュニケーション
I・II・III
(日英 選択 各1)

実装モジュール

- ・看護革新力の基礎 (必修 1)
- ・EBP実装**(1)
- ・アゴ-テ-ネーション** (1)
- ・看護管理学* (2)
- ・看護教育学* (2)

・専門職連携教育論(1)
・専門職連携実践論(1)

実践モジュール

- ・看護理論* (1) ・看護倫理* (1) ・e-learning演習臨床推論**
- ・ナースガフィジカルアセスメント*(2) ・臨床病態学*(2) ・臨床薬理学*(2)
- ・e-learning演習アゴ-テ-ネーション** ・e-learning演習臨床病態生理学**
- ・e-learning演習疾病臨床病態学**
- ・e-learning演習臨床薬理**

・コンカレンション* (1) ・キャリア開発(1) ・専門職アセスメント論(1)
・組織アセスメント論(1) ・e-learning医療安全学**
・災害看護活動論 (復旧・復興) (1) ・災害アセスメント論(1)
・災害時専門職連携演習(2) ・地域包括ケア論** (1) ・看護政策* (1)

水準500

2年次

1年次

看護学専攻履修モデル (博士前期課程)

看護学専攻履修モデル (博士前期課程)

人材
育成
像

学際的な視点をもつ
理論やモデルを創出
し検証する研究者

エビデンスに基づき
臨床の場を改革する
看護管理者

エビデンスに基づき
臨床の場を改革する
高度実践看護師

特定行為も実施しながら
地域で暮らす人々の生活
を支援、看取りまでの看
護を展開する高度実践者

研究

特別研究 12
看護実践に必要な諸理論、
知識、方法を習得し、問
題を解決する能力を涵養

課題研究 12
自組織の課題を解決する
ためのプロジェクト型
研究を行うことで高度な
探求能力を涵養

特別研究 12
高度実践を行う際にエビデ
ンスを活用するだけでなく、
自らエビデンスを生み出す
問題解決能力の涵養

特別研究 6
自組織の課題や専門職
連携の障壁の分析、特定
行為の効果・検証を行う
能力の涵養

演習
実習
11

看護学演習 6
専門分野の深い学識を、
問題解決に活用するため
の実践的考察

看護管理学演習 6
職場の課題解決の為の情
報活用や解決能力の修得

看護学実習 I-Ⅲ 10
看護学演習 4
複雑な健康問題をもつ対
象にケアとキュアを統合
し役割を担う能力を習得

特定看護実習 6
特定看護演習 4
特定行為を看護と統合し
提供するため専門職連
携・問題解決能力の涵養

専門
科目

主専攻の I・II, 2
社会や人々を多層な視座
からとらえ、自己の専門
領域における研究開発の
必要性を検討

主専攻の I・II, 2
保健医療システムの変化
や、医療の高度化、多様
化・国際化した看護につ
いて深い学識を習得

小児看護専門看護師 10
がん看護専門看護師 10
保健医療福祉のシステ
ムの変化や高度実践に必要
な役割を学び、ケアシ
ステムの改善に向けた幅広
く深い学識を習得

特定看護実践論 I・II 2
特定行為研修共通科目 5
コアコア科目群 5
リハビリケア科目群 8
コアコア科目群 6
コアコア科目群 8

共通
基盤
科目

学術
研究

5-

実装

1-

学術
研究

4-

実装

4-

実践

2-

学術
研究

3-

実装

5-

実践

10-

学術
研究

3-

実装

3-

実践

7-

看護学コース

看護実践学コース
看護管理学7°プログラム

看護実践学コース
高度実践看護学7°プログラム

看護実践学コース
特定看護学7°プログラム

看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 国際プログラム
令和3年度カリキュラム 32単位以上

水準500

水準600

Master's Thesis 12 Credits

2年次

主専攻のMaster's Thesis 12単位

Advanced
Nursing
Research
2 Credits

Nursing I
2Credits

Nursing II
2 Credits

Graduate
Seminar
I (Cultural
Nursing
Studies)
4 Credits

Graduate
Seminar II
4 Credits

Graduate Seminar14単位を必修科目として履修

1年次

Special Topics in
Nursing Research
2 Credits

Independent Study in
Nursing
2Credits

Theoretical Bases for
Nursing Education
2 Credits

Community Health
Nursing Administration
2 Credits

Issues and Trends in
Nursing
2 Credits

Elective : 6単位以上を履修

看護学研究科看護学専攻 博士後期課程
令和3年度カリキュラム 12単位以上

水準700

水準800

水準900

先端実践看護学
特別研究 5 単位

先端実践看護学
特別演習 2 単位

生活創成看護学
特別研究 5 単位

生活創成看護学
特別演習 2 単位

文化創成看護学
特別研究 5 単位

文化創成看護学
特別演習 2 単位

主専攻の特別演習＋特別研究

先端実践看護学特論

生活創成看護学特論

文化創成看護学特論

グローバル演習

主専攻の特論のいずれか2単位を必修科目として履修

学際研究 I
(導入)

看護革新力の
展開

Academic
Writing

学際研究 II
(発展)

看護イノベーション
シヨン特論

Systematic
Review

3 年次

2 年次

1 年次

共通基盤科目：3単位を必修科目として履修

看護学研究科看護学専攻 博士後期課程 国際プログラム 令和3年度カリキュラム 12単位以上

水準700

水準800

水準900

Dissertation in
Nursing
Pathobiology

Dissertation in
Adult &
Gerontological
Nursing

Dissertation in
Community
Health Nursing

Dissertation in
Visiting Nursing

Dissertation in
Nursing
Administration

Doctoral
Practicum in
Nursing
Pathobiology

Doctoral
Practicum in
Adult &
Gerontological
Nursing

Doctoral
Practicum in
Community
Health Nursing

Doctoral
Practicum in
Visiting Nursing

Doctoral
Practicum in
Nursing
Administration

主専攻のDoctoral Practicum 2単位+Dissertation 6単位

Doctoral Seminar in
Community Health
Nursing

Doctoral Seminar in
Visiting Nursing

Doctoral Seminar in
Nursing Administration

Doctoral Seminar in
Nursing Pathobiology

Doctoral Seminar in
Adult Nursing

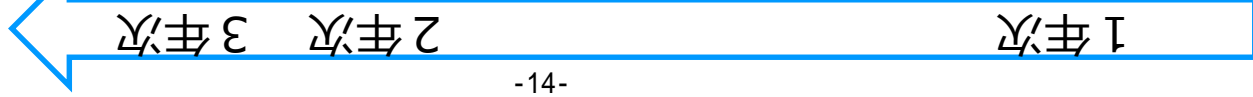
Doctoral Seminar in
Gerontological Nursing

主専攻のDoctoral Seminarのいずれか 2単位を必修科目として履修

Philosophical and Methodological
Bases of Nursing Inquiry

Interdisciplinary Research
Seminar

Elective : 2単位以上を履修



博士前期課程 看護学コース 履修および修士論文作成スケジュール

年次・時期		活動内容
一年次	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学 ・ 履修計画の作成（特に、選択科目の履修は各自で計画的に行う。） ・ 履修登録、履修開始 ・ 留学計画書の作成・提出
	4～8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の履修を通して、自身の研究に関連する問題意識を明確にすることを始める。 ・ 文献検討
	8～11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主指導教員の決定（9 月） ・ 文献検討
	12～1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の履修を通して、研究計画書を作成
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理審査申請の準備（提出書類の作成）
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理審査申請・修正 ・ 研究協力施設での倫理審査が必要な場合は、同様に倫理審査を受ける。 ・ 倫理審査承認後は速やかに研究協力の依頼等を開始する。 ・ データ収集の準備（インタビュー練習、調査票の印刷など） ・ 研究助成金への応募
二年次	4～9 月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録（4 月） ・ 研究協力施設との調整 ・ データ収集の準備（インタビュー練習、調査票の印刷など） ・ データ収集 ・ データ分析 <p>※並行して、修士論文（研究の背景～研究方法）を作成・洗練</p>
	10 月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析終了 ・ 修士論文の作成
	11 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主指導教員に修士論文第 1 稿を提出、指導を受ける。
	11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文題目提出（12 月初、英文タイトルを提出） ・ 修士論文審査委員会の決定（主査、副査の決定） ・ 修士論文の提出、審査方法についてのガイダンス参加 ・ 看護学研究科主催こころの健康セミナーへの参加 ・ 修士論文の提出（12 月 20 日頃）
	12 月末～ 1 月半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文審査 ・ 修士論文の修正・提出 ・ 修士論文発表会の準備 ・ 修士論文要旨提出（1 月末頃）
	1 月下旬～ 2 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文発表会予演
	2 月上旬～ 3 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文発表会（2 月上旬） ・ 修士論文の修正 ・ 保存用論文の提出（3 月中旬） ・ 研究協力施設等への挨拶 ・ 研究助成金に採択され、研究を実施した場合は、報告書等の作成・提出 ・ 学会発表、論文投稿先の決定（可能ならば、投稿まで行う。）
	3 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了

博士前期課程 看護実践学コース・看護管理学プログラム
履修および修士論文作成スケジュール

年次・時期		活動内容	
一 年 次	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学 ・ 履修計画の作成（特に、選択科目の履修は各自で計画的に行う。） ・ 履修登録、既修得単位認定、履修開始 ・ 留学計画書の作成・提出（指導教員候補者とともにこなう） 	
	4～8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の履修を通して、自組織の課題分析のための情報収集を開始する。 	
	8～11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教員（主指導・副指導教員）の決定（9 月） ・ 看護管理学演習計画立案 	留学
	12～2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護管理学演習実施 ・ 課題研究計画書立案 	↓
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題研究計画書報告会 	
二 年 次	4～9 月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録（4 月） ・ 倫理審査受審 ・ 自組織における課題研究実施 ・ 課題研究の検証データの収集および分析 	
	10 月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析終了 ・ 修士論文の作成 	
	11 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主指導教員に修士論文第 1 稿を提出、指導を受ける。 	
	11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文題目提出（12 月初、英文タイトル、留学報告書を提出） ・ 修士論文審査委員会の決定（主査、副査の決定） ・ 修士論文の提出、審査方法についてのガイダンス参加 ・ 看護学研究科主催こころの健康セミナーへの参加 ・ 修士論文の提出（12 月 20 日頃） 	
	12 月末～ 1 月半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文審査 ・ 修士論文の修正・提出 ・ 修士論文発表会の準備 ・ 修士論文要旨提出（1 月末頃） 	
	2 月上旬～ 3 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文発表会（2 月上旬） ・ 修士論文の修正 ・ 保存用論文の提出（3 月中旬） ・ 学会発表、論文投稿先の決定（可能ならば、投稿まで行う。） 	
	3 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了 	

博士前期課程 看護実践学コース・高度実践看護学プログラム
履修および修士論文作成スケジュール

年次・時期		活動内容
一年次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学 ・履修計画の作成（特に、選択科目の履修は各自で計画的に行う） ・履修登録、履修開始 ・留学計画書の作成・提出（指導教員と共に行う）
	4～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の履修を通して、自身の専門領域の高度看護実践および研究に関連する問題意識を明確にすることを始める。 ・文献検討
	8～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・文献検討 ・看護学演習・実習計画 看護学演習・実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ小児看護学、Ⅲ-1がん看護 ・実習協力施設との調整
	12～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の履修を通して、研究計画書を作成
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理審査申請の準備（提出書類の作成）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理審査申請・修正 ・研究協力施設での倫理審査が必要な場合は、同様に倫理審査を受ける。 ・倫理審査承認後は速やかに研究協力の依頼等を開始する。 ・データ収集の準備（インタビュー練習、調査票の印刷など） ・研究助成金への応募 ・看護学実習のリフレクションとまとめ
二年次	4～9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録（4月） ・研究協力施設との調整 ・データ収集の準備（インタビュー練習、調査票の印刷など） ・データ収集 ・データ分析 ※データ収集と分析を通して、専門領域の対象理解と洞察を進化。並行して、修士論文（研究の背景～研究方法）を作成・洗練。
	10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析終了 ・修士論文の作成
	11月末	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員に修士論文第1稿を提出、指導を受ける。
	11～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・論文題目提出（12月初、英文タイトル、および、留学実施報告を提出） ・修士論文審査委員会の決定（主査、副査の決定） ・修士論文の提出、審査方法についてのガイダンス参加 ・看護学研究科主催こころの健康セミナーへの参加 ・修士論文の提出（12月20日頃）
	12月末～1月半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文審査 ・修士論文の修正・提出 ・修士論文発表会の準備 ・修士論文要旨提出（1月末頃） ・看護学実習計画
	1月下旬～2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文発表会予演 ・実習協力施設との調整 看護学実習Ⅲ-2がん看護
	2月上旬～3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文発表会（2月上旬） ・修士論文の修正 ・保存用論文の提出（3月中旬） ・研究協力施設等への挨拶 ・研究助成金に採択され、研究を実施した場合は、報告書等の作成・提出 ・学会発表、論文投稿先の決定（可能ならば、投稿まで行う。） ・看護学実習のリフレクションとまとめ
	3月末	<ul style="list-style-type: none"> ・修了

博士前期課程看護実践学コース・特定看護学プログラム
履修および修士論文作成スケジュール

年次・時期		活動内容	
一年次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学 ・履修計画の作成（特に、選択科目の履修は各自で計画的に行う。） ・履修登録、既修得単位認定、履修開始 ・留学計画書の作成・提出（指導教員候補者とともにこなう） 	
	4～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の履修を通して、所属部署の特定行為関連の課題分析のための情報収集を開始する。 ・特定行為研修のうち必要な区分別研修の履修 	
	8～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員（主指導・副指導教員）の決定（9月） ・特定看護学演習計画立案 	留学
	12～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定看護学演習実施 ・課題研究計画書立案 	↓
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・課題研究計画書報告会 	
二年次	4～9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録（4月） ・倫理審査受審 ・自施設における課題研究実施 ・課題研究の検証データの収集および分析 	
	10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析終了 ・修士論文の作成 （・特定行為研修のうち必要な区分別研修の履修） 	
	11月末	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員に修士論文第1稿を提出、指導を受ける。 	
	11～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・論文題目提出（12月初、英文タイトル、留学報告書を提出） ・修士論文審査委員会の決定（主査、副査の決定） ・修士論文の提出、審査方法についてのガイダンス参加 ・看護学研究科主催こころの健康セミナーへの参加 ・修士論文の提出（12月20日頃） 	
	12月末～ 1月半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文審査 ・修士論文の修正・提出 ・修士論文発表会の準備 ・修士論文要旨提出（1月末頃） 	
	2月上旬～ 3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文発表会（2月上旬） ・修士論文の修正 ・保存用論文の提出（3月中旬） ・学会発表、論文投稿先の決定（可能ならば、投稿まで行う。） 	
	3月末	<ul style="list-style-type: none"> ・修了 	

博士後期課程 履修および博士論文作成スケジュール

年次・時期		活動内容
一年次	4月	<ul style="list-style-type: none"> 履修計画の作成（特に、選択科目の履修は各自で計画的に行う。） 履修登録、履修開始
	4～8月	<ul style="list-style-type: none"> 授業の履修を通して、自身の研究に関連する問題意識を明確にすることを始める。 文献検討 副論文2編を作成するための計画立案、作成開始。 日本学術振興会特別研究員制度への応募
	8～3月	<ul style="list-style-type: none"> 主指導教員の決定（9月頃） 授業の履修を通して、研究計画書を作成 主指導教員、副指導教員の決定 民間研究助成金への応募
二年次	4～7月	<ul style="list-style-type: none"> 主指導教員、副指導教員による研究計画承認会議の実施（複数回の場合あり） 研究計画書の修正・再提出 研究計画承認会議による研究計画書の承認 主指導教員により、特別教授会で研究計画承認会議結果（合格）の報告 日本学術振興会特別研究員制度への応募（5月）
	7～9月	<ul style="list-style-type: none"> 倫理審査申請・修正 研究協力施設での倫理審査が必要な場合は、同様に倫理審査を受ける。 倫理審査承認後は速やかに研究協力の依頼等を開始する。
二・三年次	9月～ 次年度7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 研究協力施設との調整 データ収集 データ分析 民間研究助成金への応募
三年次	8月頃～ 10月	<ul style="list-style-type: none"> データ分析終了（8月頃） 博士論文の作成 予備審査に向けた博士論文の完成
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文予備審査申請（10月初旬） 博士論文審査委員会の決定（主査、副査の決定） 博士論文の提出、審査方法についてのガイダンス参加 主指導教員による剽窃チェック・指導 予備審査用論文提出（10月初旬） 副論文2編以上等の提出
	10月中旬～ 11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査 予備審査用論文の修正・提出
	12～1月	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文本審査申請（12月初旬） 主指導教員による剽窃チェック・指導 本審査用博士論文提出（12月初旬） 博士論文審査委員会による口述審査、最終試験 博士論文の修正・提出
	1～2月	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文発表会の準備 博士論文要旨提出（1月下旬） 博士論文発表会予演 博士論文発表会（1月末頃）
	2～3月	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の修正 主指導教員による剽窃チェック、指導 国会図書館、千葉大学リポジトリ保存用論文の提出（3月中旬） 研究協力施設等への挨拶 研究助成金に採択され、研究を実施した場合は、報告書等の作成・提出 学会発表、論文投稿先の決定（可能ならば、投稿まで行う。）
	3月末	<ul style="list-style-type: none"> 修了

千葉大学大学院看護学研究科倫理審査規程

平成16年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の教授、准教授、講師、助教、助手その他の研究者が行う人間を直接の対象とした看護学の研究及び看護行為（以下「研究等」という。）において、ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択、2000年世界医師会修正）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日文科省・厚生労働省告示）及び看護研究における倫理指針（2004年7月7日日本看護協会）に基づき、生命の尊重、個人の尊厳の保持等倫理的配慮を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本研究科に、前条の目的を達成するため、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3条 委員会は、看護学研究科長（以下「研究科長」という。）から意見を求められた研究等の計画の内容について看護学的、倫理的、科学的及び社会的な観点から審査するとともに、本研究科における倫理に関する事項を調査審議する。

2 前項の研究等に係る審査に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- 一 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- 二 研究等の対象となる者に理解を求め、研究等の協力に同意を得る方法
- 三 研究等によって生ずる個人及び集団への不利益に対する配慮

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 本研究科の教授 4名
- 二 本研究科の准教授又は講師 4名
- 三 本研究科の教員以外で人文・社会科学の有識者 若干名
- 四 本研究科の教員以外で研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名
- 五 その他委員会が必要と認めた者

2 前項の委員は、男女両性により構成するものとする。

3 第1項各号に定める委員は、研究科長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員等の責務)

第6条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第4条第1項第1号から第4号までの委員のうちからそれぞれ1名以上が出席し、かつ、男性委員及び女性委員のうちからそれぞれ1名以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 研究科長は、委員会の審議及び意見の決定に参加することができない。ただし、委員会における審査の内容を把握するために必要な場合には、委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。

3 審査の対象となる研究等の実施に携わる研究者等は、委員会の審議及び意見の決定に同席することはできない。ただし、委員の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究等に関する説明を行うことはできる。

(専門委員)

第9条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて専門委員の出席を求め、調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

(委員以外の出席)

第10条 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(申請手続)

第11条 本研究科において研究等を行おうとし、又は承認された研究等の計画を変更しようとする個人又は団体の責任者（以下「研究等責任者」という。）は、別に定める倫理審査申請書により研究科長の承認を受けるための申請を行う。

2 研究科長は、研究等責任者からの申請書を受理したときは、承認又は不承認その他研究等に関し必要な措置を決定するに当たり、別に定める倫理審査依頼書により委員会に意見を求めるものとする。

（審査）

第12条 委員会は、研究科長から意見を求められた事項について、速やかに審査を実施する。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意によることとする。

3 委員会は、審査を終了したときは、その結果を別に定める倫理審査結果報告書により研究科長に報告し、必要に応じて意見を述べるものとする。

4 研究科長は、前項の結果及び意見を尊重して、研究等の実施又は承認された研究等の計画の変更について可否等を決定し、別に定める審査結果通知書により研究等責任者に通知する。この場合において通知は、次の各号に掲げる表示により行う。

一 承認

二 条件付承認

三 変更の勧告

四 不承認

五 非該当

（保管年限）

第13条 研究科長は、委員会が審査を行った研究等に関する審査資料を当該研究等の終了について報告されるまでの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究等であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究等の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間）、適切に保管しなければならない。

（再審査）

第14条 研究科長は、必要に応じて、研究等責任者に別に定める研究等中間報告書の提出を求め、研究等の内容を委員会の再審査に付することができる。

2 前項の再審査及び判定結果の通知については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

(研究等の終了又は中止の報告)

第15条 研究等責任者は、研究等を終了し、又は中止したときは、速やかに別に定める研究等終了(中止)報告書により研究科長に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告を受けたときは、委員会に報告する。

(情報の公開)

第16条 研究科長は、委員会の組織に関する事項及び運営に関する規程等を公開するものとし、委員会の開催状況及び審査の概要を、年1回以上公開するものとする。ただし、公開することによって、試料等提供者又はその関係者の人権、研究にかかる創造性又は知的財産権の保護に支障の生じるおそれがある部分は非公開とする。

(事務)

第17条 委員会の事務は看護学部事務部において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、本研究科における倫理に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

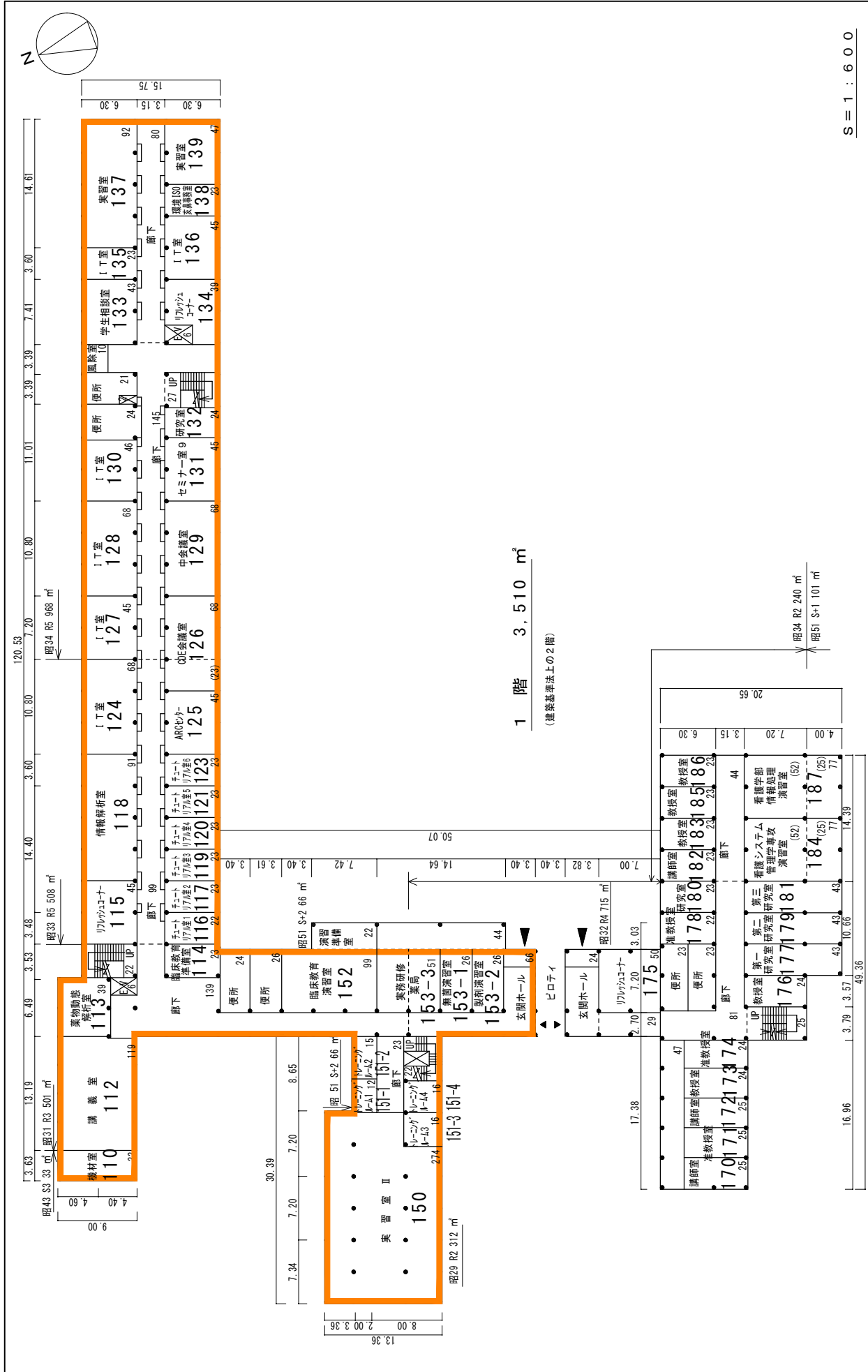
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

棟別平面図

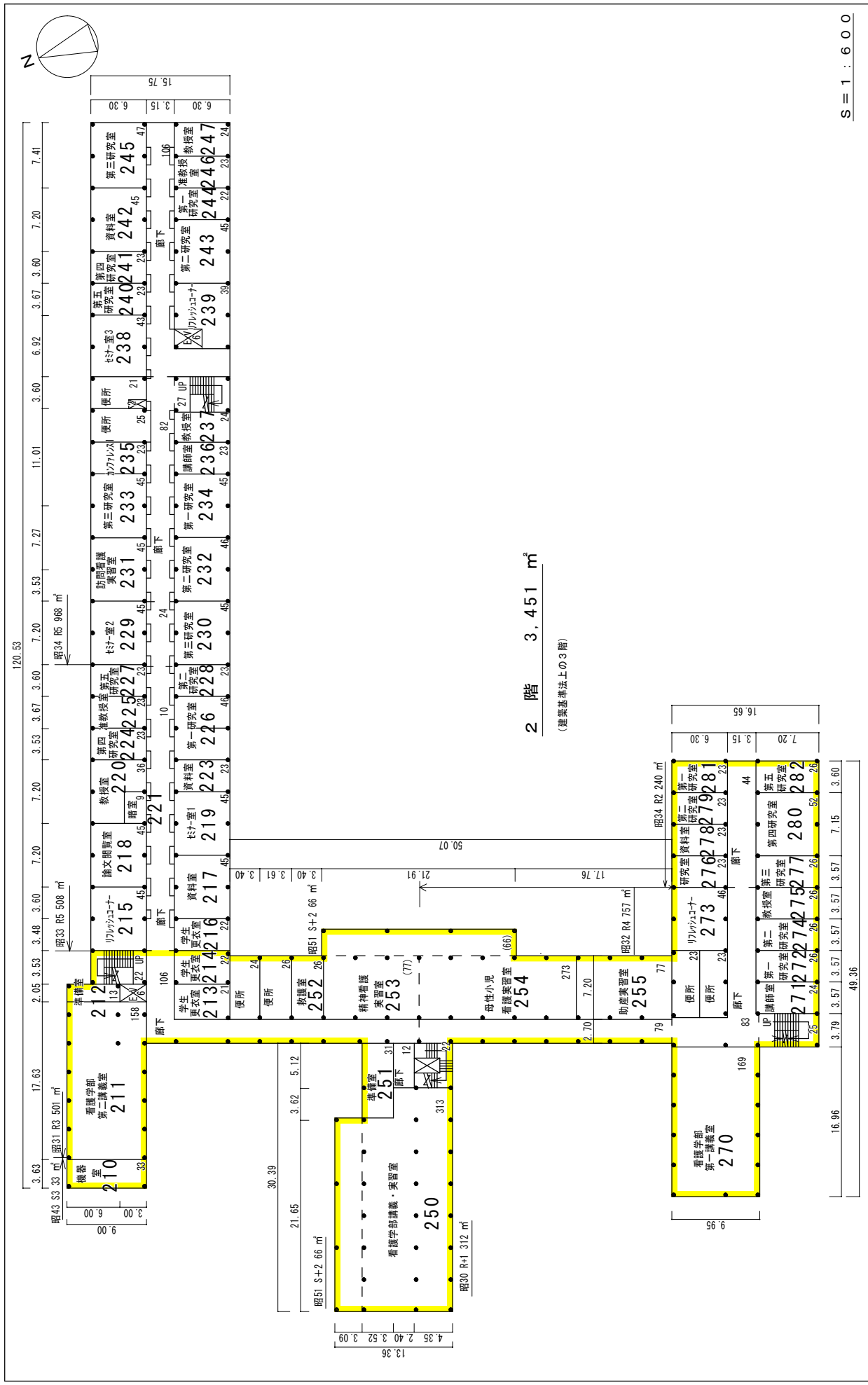
学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0168	千葉大学	003	亥鼻	006



整理番号	3-0168-003-006
------	----------------

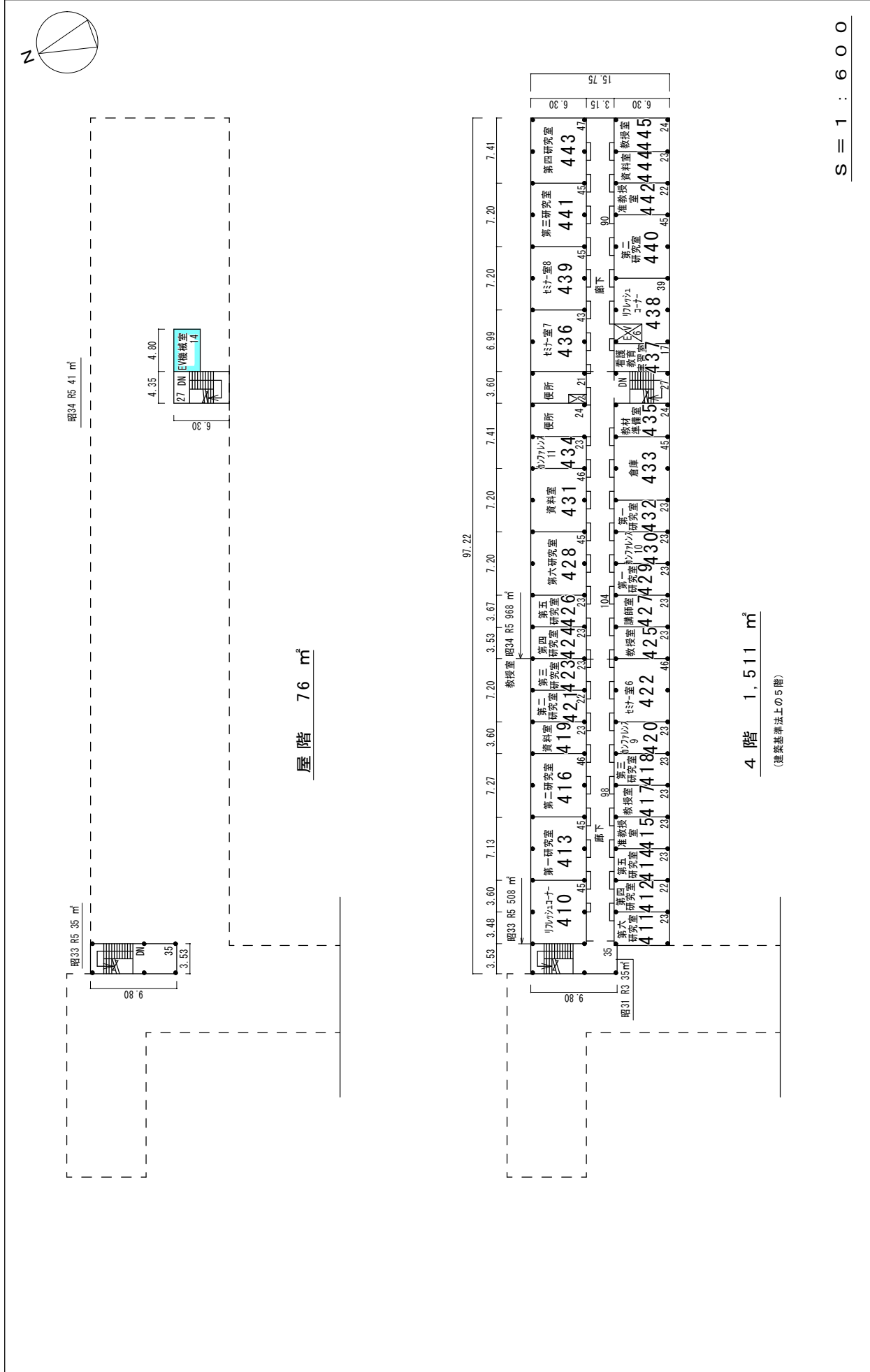
学校番号	校名	団地番号	団地名	棟番号
0168	千葉大学	003	亥鼻	006

棟別平面図



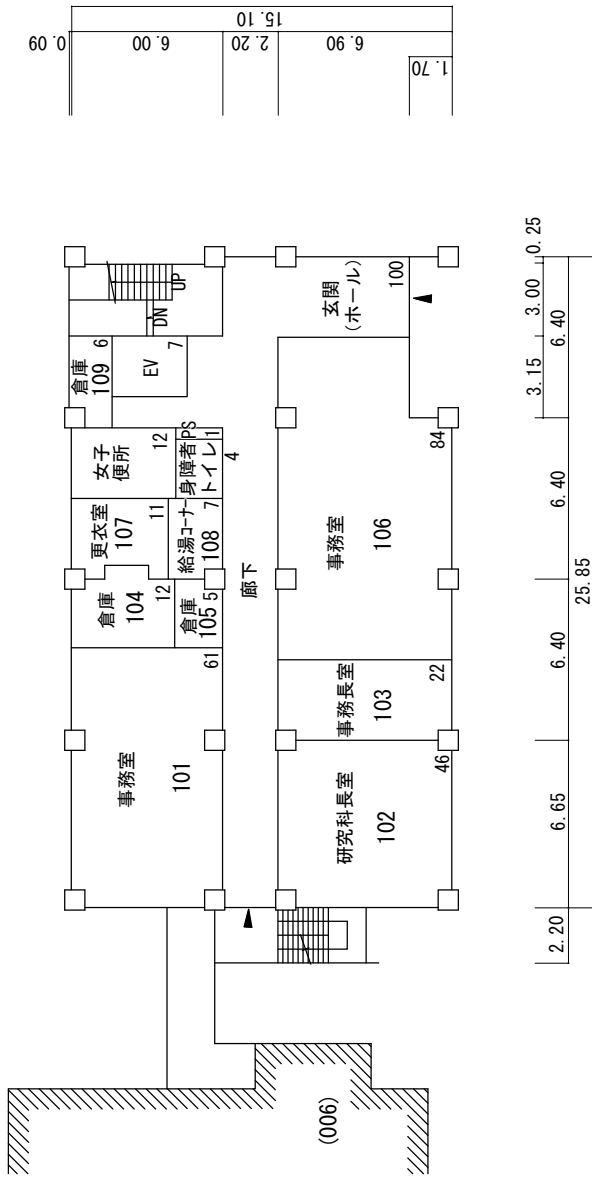
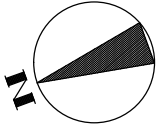
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0168	千葉大学	003	亥鼻	006



棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0168	千葉大学	003	亥鼻	183



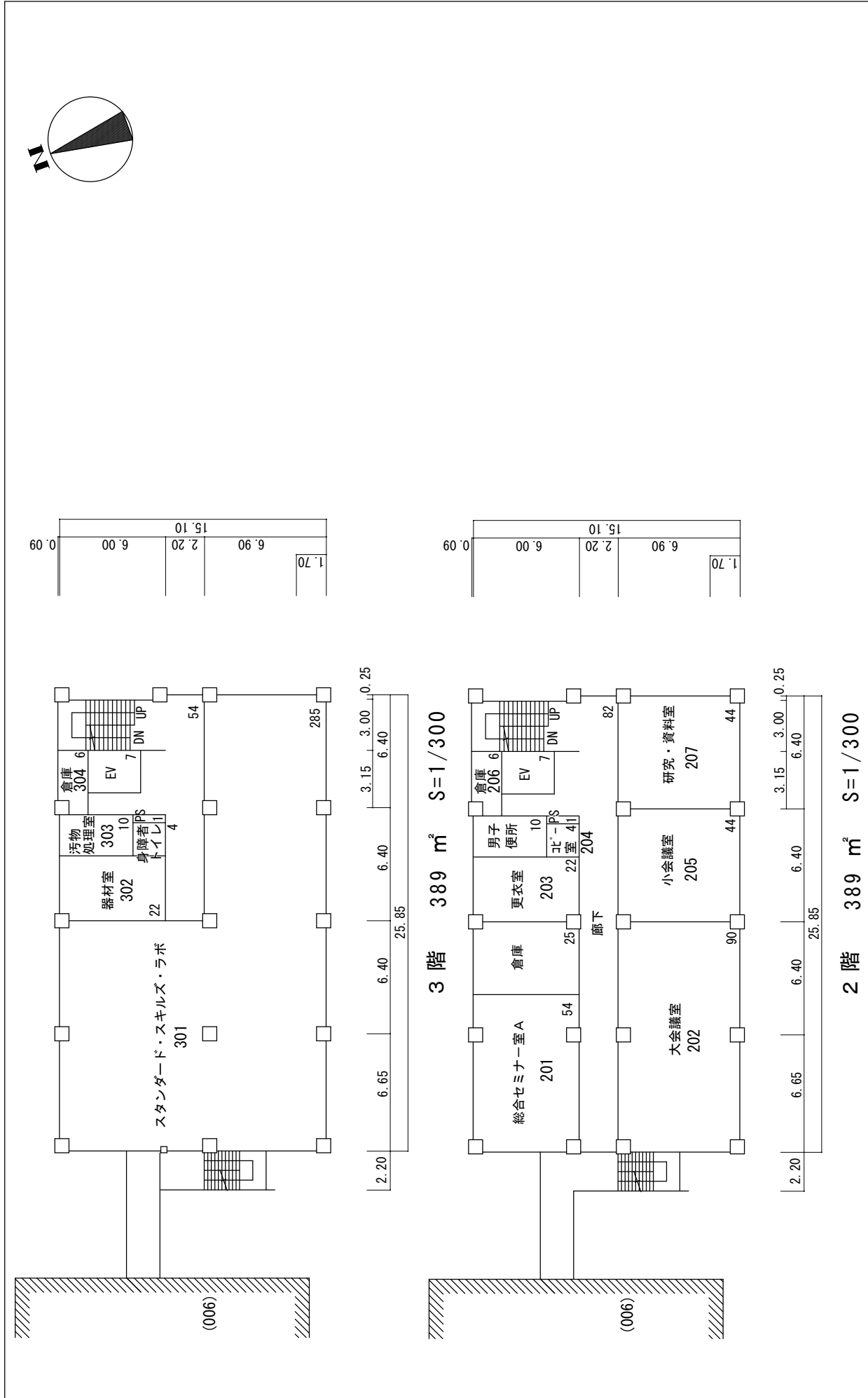
1階 378㎡ S=1/300

棟名	建築年	構造・階数	施設調査単位		面積
			番号	名称	
看護学部管理棟 <td>昭51 <td>SR6 <td>1670 <td>看護学部</td> <td>2.378</td> </td></td></td>	昭51 <td>SR6 <td>1670 <td>看護学部</td> <td>2.378</td> </td></td>	SR6 <td>1670 <td>看護学部</td> <td>2.378</td> </td>	1670 <td>看護学部</td> <td>2.378</td>	看護学部	2.378
				合計	2.378

整理番号	3-0168-003-183
------	----------------

学校番号	学校名	団地名	棟番号
0168	千葉大学	亥鼻	183
0168		003	

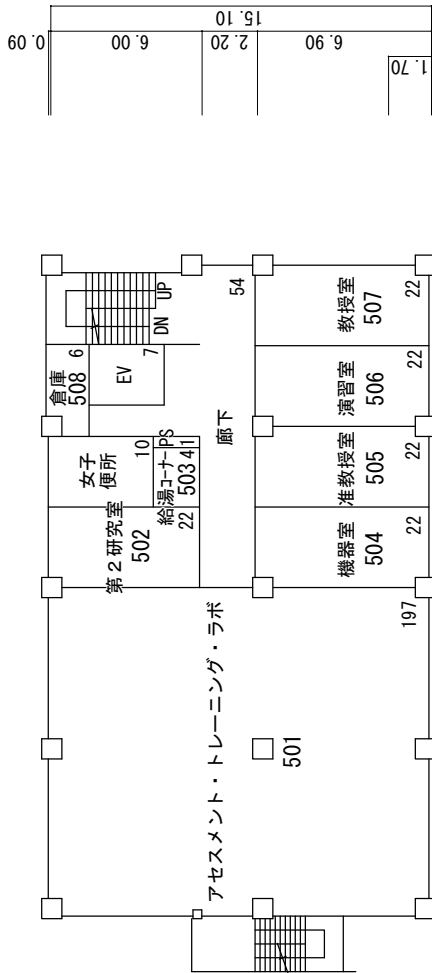
棟別平面図



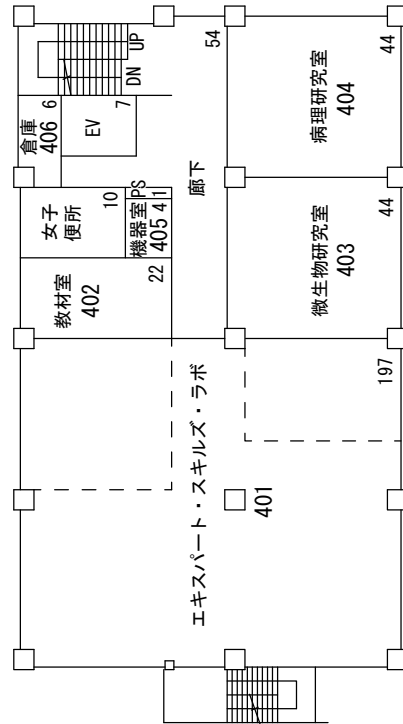
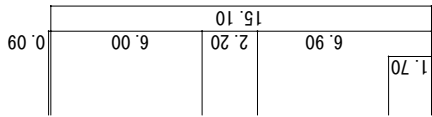
整理番号	3-0168-003-183
------	----------------

棟別平面図

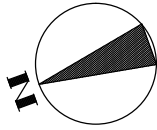
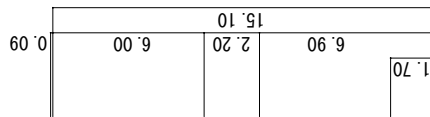
学校番号	千葉大学	団地番号	003	団地名	亥鼻	棟番号	183
0168	千葉大学	003		亥鼻		183	



5階 389 m² S=1/300

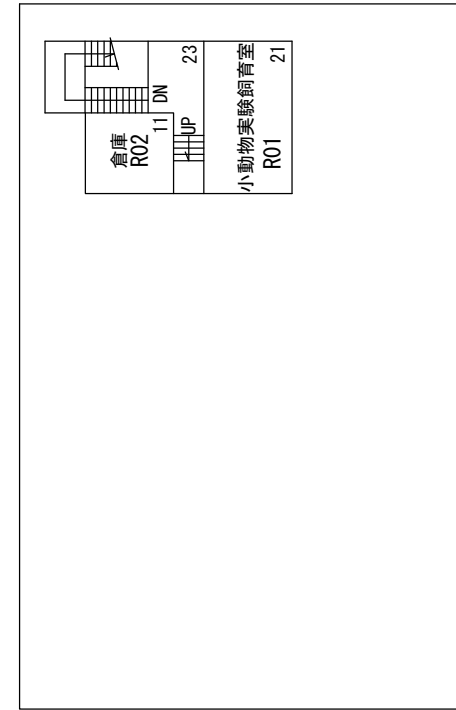


4階 389 m² S=1/300

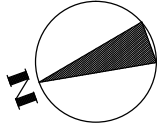


棟別平面図

学校番号	千葉大学	団地番号	概番号
0168	003	亥鼻	183



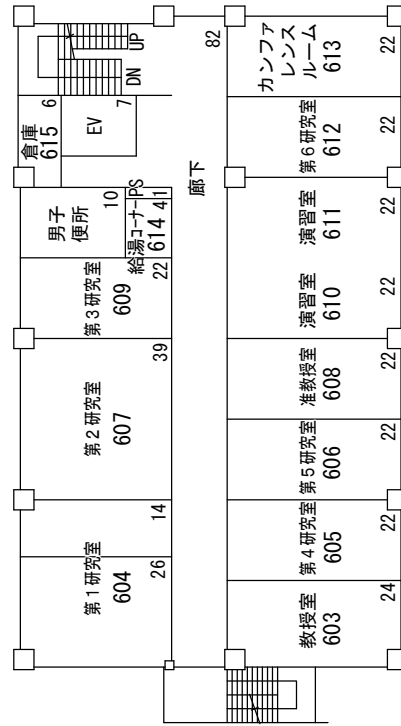
3.50	1.20
1.60	
0.09	



3.20 + 2.90
6.10

7階 55 m² S=1/300

0.09	15.10
6.00	
2.20	
6.90	
1.70	



2.20	6.65	6.40	6.40	3.25	3.00	0.25
25.85						

6階 389 m² S=1/300

整理番号

3-0168-003-183

○国立大学法人千葉大学就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日)

改正平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
平成 18 年 9 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 9 月 24 日
平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 10 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
平成 23 年 10 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 1 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年 3 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
平成 29 年 1 月 1 日	平成 29 年 12 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 1 日制定	平成 31 年 4 月 1 日
令和元年 7 月 1 日	

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	任免
第 1 節	採用(第 3 条―第 5 条)
第 2 節	昇任及び降任(第 6 条・第 7 条)
第 3 節	異動等(第 8 条・第 8 条の 2)
第 4 節	休職及び派遣(第 9 条―第 12 条の 2)
第 5 節	退職及び解雇(第 13 条―第 18 条)
第 3 章	給与(第 19 条)
第 4 章	服務規律(第 20 条―第 25 条)
第 5 章	勤務時間, 休日及び休暇等
第 1 節	勤務時間等(第 26 条―第 35 条)
第 2 節	週休日, 休日及び休暇等(第 36 条―第 44 条)
第 3 節	休業(第 45 条―第 47 条の 3)
第 6 章	研修(第 48 条・第 48 条の 2)
第 6 章の 2	人事評価(第 48 条の 3・第 48 条の 4)
第 7 章	賞罰等(第 49 条―第 53 条)
第 8 章	安全衛生(第 54 条)
第 9 章	出張及び旅費(第 55 条・第 56 条)
第 10 章	災害補償(第 57 条)
第 11 章	退職手当(第 58 条)

第12章 知的財産(第59条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び適用範囲)

第2条 本学の職員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 常勤職員
- 二 特定雇用職員
- 三 無期転換特定雇用職員
- 四 非常勤職員
- 五 無期転換非常勤職員
- 六 非常勤医師
- 七 無期転換非常勤医師

2 この規則は、本学の職員に適用する。ただし、前項第2号から第7号までに掲げる職員の区分に係る就業に関する事項は、それぞれ就業規則を別に定める。

3 この規則に定めるもののほか、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「大学教員」という。)の選考に関する事項は、国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程に、副校(園)長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭(以下「附属学校教員」という。)の選考に関する事項は、国立大学法人千葉大学教育学部附属学校教員の選考等に関する規程に定める。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第3条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 前項の競争試験は、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験とする。

3 学長は、任期を定めて職員を採用することがある。

(提出書類)

第4条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人その他関係機関(以下「関係機関」という。)の職員から引き続き本学の職員と

なった者(以下「交流職員」という。)については、一部の書類の提出を要しない場合がある。

- 一 入職誓約書
- 二 履歴書(本学所定の様式)
- 三 卒業証明書その他卒業が確認できる書類
- 四 職務に関連のある資格に関する書類
- 五 その他学長が必要と認める書類

(試用期間)

第5条 職員に採用された者には、採用の日から6月(附属学校教員にあつては1年)の試用期間を設ける。ただし、交流職員については、この限りでない。

- 2 試用期間中に職員として、又は試用期間終了後正式に職員とするに不適格と学長が認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第6条 職員の昇任は、選考による。

- 2 前項の選考は、職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- 三 その他その職に必要な適格性を欠く場合

- 2 学長は、職員をその意に反して降任させる場合には、国立大学法人千葉大学職員不利益処分手続規程(以下「不利益処分手続規程」という。)に定める手続を経なければならない。

第3節 異動等

(配置換、併任及び出向)

第8条 職員は、業務上の都合により配置換、併任又は出向を命ぜられることがある。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 出向は、原則として期間を定めた移籍出向とする。

(クロスアポイントメント制度)

第8条の2 学長は、職員又は本学以外の他の機関(以下「他機関」という。)の職員が本学及び他機関の双方の身分を有し本学及び他機関の業務を行うこと

(以下「クロスアポイントメント制度」という。)について協定を締結した上で、在籍出向をさせ又は採用することができる。

- 2 クロスアポイントメント制度に関する事項は、国立大学法人千葉大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第4節 休職及び派遣

(休職の事由)

第9条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号の一に該当する場合は、休職とすることができる。

- 一 病気休暇の期間(第41条第1項ただし書に定める病気休暇の期間。以下この条において同じ。)が引き続き90日に達し、なお療養を要する場合(復職後6か月以内に同一傷病(当該休職に係る負傷若しくは疾病と同一若しくは類似のものとして産業医が認めるもの又はこれらの負傷若しくは疾病に起因するものとして産業医が認めるものをいう。以下同じ。)により再び療養を要する場合を含む。)
 - 二 使用した病気休暇の期間が90日に達するまでの間に、当初の負傷又は疾病とは明らかに異なる負傷又は疾病のため病気休暇を取得し、引き続き90日に達し、なお療養を必要とする場合
 - 三 使用した病気休暇の期間が90日に達した日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に第41条第2項及び第3項に定める病気休暇により勤務しない時間、第42条第8号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間、第45条に定める育児休業により勤務しない時間、第46条に定める介護休業により勤務しない時間及び国立大学法人千葉大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第7条第1項第2号の定めにより勤務しない時間(以下この項において「育児時間等」という。))がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日の日数(第2項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、当初の負傷又は疾病とは明らかに異なる負傷又は疾病のため病気休暇を取得し、引き続き90日に達し、なお療養を必要とする場合
 - 四 刑事事件に関し起訴された場合
 - 五 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査又は研究等に従事する場合
 - 六 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 七 その他学長が特別の事由により休職とすることが適当と認める場合
- 2 前項第1号から第3号までの病気休暇の期間の計算にあつては、次の各号のとおりとする。

- 一 連続する8日以上の間(当該期間中に勤務を要する日の日数が4日以上含まれる期間とする。)の病気休暇を使用した職員が、その病気休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に、同一傷病により再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の間は連続するものとみなす。
- 二 連続する病気休暇の間にある週休日、休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日(年次休暇又は特別休暇を使用した日及び1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む。)は、病気休暇を使用した日とみなす。
- 3 学長は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除き、職員をその意に反して休職としようとするときは、不利益処分手続規程に定める手続を経なければならない。

(休職の期間)

- 第10条 前条第1項第1号から第3号までの休職の期間は、療養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
- 2 前項の期間の計算にあたっては、復職後6か月以内に同一傷病により再び休職となったときは、前の休職の期間と後の休職の期間が引き続いたものとみなす。
 - 3 前条第1項第4号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
 - 4 前条第1項第5号から第7号までの休職の期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲で学長が定める。

(休職中の身分)

第11条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

- 第12条 休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認められる場合には、復職を命ずる。この場合において、第9条第1項第1号から第3号までの休職については、医師の診断書又は証明書により、休職事由が消滅したと認められた場合に限り、復職を命ずる。
- 2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。

(派遣)

- 第12条の2 学長は、国際協力等の目的でわが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を5年を超えない範囲内において、派遣することができる。
- 2 前項の規定により派遣された職員は、その派遣期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第13条 職員が次の各号の一に該当する場合は、退職とする。

- 一 退職を願い出て学長から承認された場合
- 二 第15条に規定する定年に達した場合(退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。)
- 三 早期退職制度により退職を申し出て認定を受けた場合
- 四 雇用期間が満了した場合
- 五 第10条に規定する最長の休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 六 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第14条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職予定日の30日前までに、学長に文書をもって願い出て、その承認を得なければならない。

2 職員は、退職を願い出た後も、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第15条 職員の定年は、次の各号に定める年齢とする。

- 一 大学教員 満65歳
- 二 専ら労務に従事する職員 満63歳
- 三 前2号に掲げる以外の職員 満60歳

(早期退職制度)

第15条の2 早期退職制度に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の早期退職に関する規程に定める。

(再雇用)

第15条の3 第15条第2号又は第3号に定める年齢に達したことにより退職となった者(本学の職員から他の国立大学法人等の課長級職員に登用された者(平成16年3月31日以前に、千葉大学の職員から他の国立学校等の課長級職員に登用された者を含む。))で、他の国立大学法人等を定年により退職した者を含む。)に係る再雇用に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の再雇用に関する規程に定める。

(解雇)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合には、不利益処分手続規程に定める手続を経て解雇することができる。

- 一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ない場合

- 二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
- 三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合
- 四 前3号のほか職員として必要な適格性を欠く場合
- 五 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合により職員の減員が必要な場合

2 職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(解雇制限)

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において労基法第81条の規定による打切補償を支払う場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 第42条第6号又は第7号の規定により就業しない期間及びその後30日間
(解雇予告)

第18条 第16条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合は、この限りでない。

第3章 給与 (給与)

第19条 給与に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員給与規程及び国立大学法人千葉大学年俸制職員給与規程に定める。

第4章 服務規律 (服務の心得)

第20条 職員は、本学の業務の公共性を自覚し、この規則を遵守するとともに、上司の職務上の命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力して誠実に職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務)

第21条 職員は、この規則又はこの規則に基づく関係規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(禁止行為)

第 22 条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 本学の信用又は職員全体の名誉を傷つけること。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
- 三 学長の許可若しくは学長への事前の届出なく事業を営み、又は職務以外の業務に従事すること。
- 四 その他本学の秩序及び規律を乱すこと。

(倫理保持)

第 23 条 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項は、国立大学法人千葉大学倫理規程に定める。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第 24 条 ハラスメントの防止等に関する事項は、国立大学法人千葉大学ハラスメントの防止等に関する規程に定める。

(集会及び文書の配布)

第 25 条 職員は、本学の構内で、職務に関係のない集会を開催し、又は印刷物の配布若しくは掲示その他これに準ずる行為をしようとするときは、学長の許可を得なければならない。

第 5 章 勤務時間、休日及び休暇等

第 1 節 勤務時間等

(勤務時間及び休憩時間)

第 26 条 職員の勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分(労基法第 32 条の 2 に規定する 4 週間単位又は 1 か月間単位の変形労働時間制による場合にあつては 4 週間又は 1 か月間を平均し、同法第 32 条の 4 に規定する 52 週間単位の変形労働時間制による場合にあつては 52 週間を平均し、1 週間当たり 38 時間 45 分(夜勤専従の看護職員にあつては同一事業年度において 3 か月以内に限り 31 時間))とする。

2 1 日の勤務時間は 7 時間 45 分とし、始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前 8 時 30 分

終業時刻 午後 5 時 15 分

休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで

3 本学の運営上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項及び第 36 条の規定にかかわらず、第 1 項に規定する勤務時間の範囲内で、勤務時間、週休日及び休日の割り振りを別に定める。

(フレックスタイム制)

第 27 条 学長が別に定める職員については、労基法第 32 条の 3 に規定する手続を経てフレックスタイム制を適用することがある。

(専門業務型裁量労働制)

第 28 条 学長が別に定める職員については、労基法第 38 条の 3 に規定する手続を経て専門業務型裁量労働制を適用することがある。

(事業場外の勤務)

第 29 条 職員が出張その他通常の勤務場所を離れて勤務する場合であつて勤務時間を算定しがたいときは、上司が特に命じた場合を除き、第 26 条第 2 項に定める時間勤務したものとみなす。

(時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務)

第 30 条 業務の都合上必要がある場合には、第 26 条及び第 28 条の規定にかかわらず、労基法第 36 条に規定する手続を経て時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。

2 妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員が請求した場合には、時間外勤務、休日勤務又は午後 10 時から午前 5 時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)をさせることはない。

3 3 歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合又は傷病のため介護を要する家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をさせることはない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は傷病のため介護を要する家族を介護する職員(以下「育児又は介護を行う職員」という。)が時間外勤務の限度時間の短縮を請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1 月 24 時間、1 年間 150 時間を限度として第 1 項の手続により定める時間を超えて時間外勤務をさせることはない。

5 育児又は介護を行う職員が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせることはない。

(時間外勤務の休憩)

第 31 条 前条第 1 項の規定により超過勤務を命ぜられた時間が、所定の勤務時間を通じて 1 日につき 8 時間を超えるときは、1 時間の休憩時間(所定の勤務時間中に置く休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置くものとする。

(災害時の勤務)

第 32 条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、時間外又は休日に勤務を命ずることがある。

(宿日直)

第 33 条 勤務時間外において業務の運営上必要があるときは、宿日直勤務を命ずることがある。

(出勤)

第 34 条 始業時刻までに出勤した職員(専門業務型裁量労働制の適用となる職員を除く。)は、直ちに出勤簿に押印して出勤を表示しなければならない。

(欠勤)

第 35 条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめ、その事由及び期間を届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出られなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったときは、無断欠勤として取り扱う。

第 2 節 週休日、休日及び休暇等

(週休日及び休日)

第 36 条 週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。

2 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

二 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に定める休日を除く。)

(週休日の振替)

第 37 条 週休日に特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更し、又は当該勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることがある。

(休日の代休日)

第 38 条 休日に特に勤務をすることを命じた場合には、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日を指定することがある。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、勤務することを要しない。

(有給休暇の種類)

第 39 条 有給休暇の種類は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第 40 条 年次休暇は、一の年(1 月 1 日から 12 月 31 日までの一暦年)における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号から第 4 号までに掲げる職員以外の職員 20 日

- 二 次号に掲げる職員以外の職員であつて当該年の中途において、新たに職員となつたもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(以下「基本日数」という。)
 - 三 当該年において新たに関係機関職員となつた者であつて人事交流により引き続き職員となつたもの 関係機関職員となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)
 - 四 当該年の前年において関係機関職員であつた者であつて人事交流により引き続き当該年に職員となつたもの又は当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に関係機関職員となり引き続き再び職員となつたもの 関係機関職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)
- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
 - 3 学長は、第1項の規定による年次休暇(当該年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。次項において同じ。)の日数のうち5日については、一の年において、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)で定めるところにより、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、学長は、第43条の規定により取得した年次休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分については、時季を定めることにより与えることを要しない。
(病気休暇)
- 第41条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は最小限度と認める範囲内とする。ただし、次に掲げる場合を除く病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。
- 一 第2項及び第3項に規定する場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 千葉大学職員安全衛生管理規程第 27 条に定める勤務の軽減措置を受けた場合

- 2 女性職員から生理日における勤務が著しく困難であるとして請求があった場合には、病気休暇として取り扱う。
- 3 職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、一の年において 10 日の範囲内の期間を病気休暇として取り扱う。
- 4 第 1 項ただし書の規定は、試用期間中の職員には適用しない。

(特別休暇)

第 42 条 特別休暇は、職員が次の各号の一に該当する場合の休暇とし、その期間は、それぞれ当該各号に規定する期間とする。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- 三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内における連続する 5 日の範囲内の期間

- 六 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間(産後 6 週間を経過した女性職員が申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- 八 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- 九 職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過するまでの期間内における 2 日の範囲内の期間
- 一〇 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- 一一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを行うことをいう。)のため勤務しないことを申し出た場合 一の年において 5 日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間
- 一二 職員の親族(別表第 2 親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- 一三 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日の範囲内の期間

- 一四 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- 一五 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき7日の範囲内の期間
- イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- 一六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- 一七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 一八 国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程第2条に規定する要介護状態にある対象家族を介護する職員が、その対象家族の介護その他の世話(対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことを申し出た場合 一の年において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- 一九 その他学長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
(有給休暇の請求手続)

- 第43条 職員は、年次休暇を取得しようとするときは、所定の休暇簿により、あらかじめ学長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において請求することができる。
- 2 職員は、病気休暇又は特別休暇(前条第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。以下この条において同じ。)の承認を受けようとするときは、所定の休暇簿により、あらかじめ学長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において承認を求めることができる。
- 3 前項の場合において、1週間を超える病気休暇のときは医師の診断書を、特別休暇のときは学長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 1月を超える病気休暇の後出勤しようとするときは、医師の就業可能と認める診断書又は証明書を提出しなければならない。

- 5 前条第 6 号及び第 11 号の申出は、所定の休暇簿により、あらかじめ行わなければならない。ただし、第 11 号の申出にあつては、事後において申し出ることができる。
- 6 前条第 7 号に掲げる場合に該当することとなつた女性職員は、その旨を速やかに届け出るものとする。
- 7 前 2 項の場合においては、学長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(有給休暇の単位)

第 44 条 年次休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、年次休暇の時間単位による取得については労使協定の定めるところによる。

2 病気休暇及び特別休暇(第 42 条第 9 号から第 11 号まで及び第 18 号の休暇を除く。)の単位は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分とする。

3 特別休暇(第 42 条第 9 号から第 11 号まで及び第 18 号の休暇に限る。)の単位は、必要に応じて 1 日又は 1 時間とする。

第 3 節 休業

(育児休業等)

第 45 条 3 歳に満たない子の養育を必要とする職員は、学長に申し出て育児休業をすることができる。

2 小学校第 3 学年の終期を経過するまでの子の養育を必要とする職員は、学長に申し出て育児短時間勤務をすることができる。

3 育児休業及び育児短時間勤務に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第 46 条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、学長に申し出て介護休業をすることができる。

2 介護休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(大学院修学休業)

第 47 条 次に掲げる職員は、学長の許可を受けて大学院修学休業をすることができる。

一 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する専修免許状の取得を目的として大学院の課程を履修しようとする職員(教諭及び養護教諭に限る。)

二 看護学又は保健学等の学位の取得を目的として大学院の課程を履修しようとする職員(医学部附属病院に勤務する看護師及び助産師に限る。)

2 前項第 2 号に掲げる職員は、学長の許可を受けて大学院修学短時間勤務をすることができる。

3 大学院修学休業及び大学院修学短時間勤務に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の大学院修学休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第 47 条の 2 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学等の課程を履修しようとする職員又は独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)に規定する国際貢献活動等に参加しようとする職員は、学長の許可を受けて自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

(配偶者同行休業)

第 47 条の 3 外国での勤務その他の事由により、外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にしようとする職員は、学長の許可を受けて配偶者同行休業をすることができる。

2 配偶者同行休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第 6 章 研修

(研修)

第 48 条 職員(大学教員及び附属学校教員(以下「教員」という。)を除く。)

は、職務に関する必要な知識及び能力等を向上させるため研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 教員は、その職責を遂行するため自ら研究及び修養に努めるとともに、職責に伴う研修に参加することが必要と認められる場合には、研修を受けなければならない。

3 学長は、職員の研修の実施計画を策定し、研修機会の提供に努めるものとする。

4 教員は、職務に支障のない場合には、あらかじめ学長の承認を得て、本学以外の場所で研修を行うことができる。

(サバティカル研修)

第 48 条の 2 大学教員として一定の期間を継続勤務した者は、学長の許可を受けて、国内外の教育研究機関等において研究活動に従事するサバティカル研修を利用することができる。

2 サバティカル研修に関する事項は、国立大学法人千葉大学教員のサバティカル研修に関する規程に定める。

第 6 章の 2 人事評価

(人事評価)

第 48 条の 3 職員の執務については、定期的に人事評価を実施する。

2 人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(年俸制適用職員の業績評価)

第48条の4 国立大学法人千葉大学年俸制職員給与規程の適用を受ける職員については、定期的に業績評価を実施する。

2 業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰等

(表彰)

第49条 学長は、次の各号の一に該当すると認める職員を表彰する。

- 一 教育又は学術上の顕著な功績等により本学の発展に貢献した者
- 二 永年勤続し、勤務成績が良好であった者
- 三 その他特に表彰に値する功労又は功績があった者

2 表彰に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員表彰規程に定める。

(懲戒の事由)

第50条 職員が次の各号の一に該当する場合には、不利益処分手続規程に定める手続を経て懲戒することができる。

- 一 正当な理由なく無断欠勤した場合
- 二 正当な理由なく遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領又は傷害等の刑法犯に該当する行為をした場合
- 五 重大な経歴詐称をした場合
- 六 研究活動における不正行為をした場合
- 七 研究費を不正に使用した場合
- 八 ハラスメントに該当する行為をした場合
- 九 酒酔い運転その他悪質な交通法規違反をした場合
- 一〇 第22条に定める禁止行為をした場合
- 一一 その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合

(懲戒の種類)

第51条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 戒告 反省を促し、戒める。
- 二 減給 労基法第91条に規定する額を上限として給与を減額する。
- 三 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

(訓告等)

第52条 前条による懲戒処分の必要がない者についても、服務規律を厳正に保持する必要があるときには、訓告又は厳重注意を文書により行う。

(損害賠償)

第 53 条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第 51 条の規定による懲戒処分又は前条の規定による訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第 8 章 安全衛生

(安全衛生)

第 54 条 職員の安全及び衛生に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員安全衛生管理規程に定める。

第 9 章 出張及び旅費

(出張)

第 55 条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。

2 職員は、出張から帰任したときは、速やかに上司に復命しなければならない。

(旅費)

第 56 条 前条の出張を命ぜられた職員の旅費に関する事項は、国立大学法人千葉大学旅費規程に定める。

第 10 章 災害補償

(災害補償)

第 57 条 職員の業務上の事由又は通勤による災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところにより、災害補償を行う。

第 11 章 退職手当

(退職手当)

第 58 条 職員の退職手当に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員退職手当規程に定める。

第 12 章 知的財産

(知的財産の取扱い)

第 59 条 職員が職務上創出した発明等の知的財産の取扱いに関する事項は、国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(発令及び承認行為の承継)

2 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 4 条の規定により国立大学法人千葉大学の職員となる者であつて、この規則の施行日前に、国家公務員法、大学の教員等の任期に関する法律及び人事院規則その他国家公務員に適用され

る法令により発令され、及び承認を受けていたものは、その発令及び承認行為については、別に発令又は承認を取り消さない限り、その効力を承継する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 1 日)

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日以後定年により退職する者から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 24 日)

この規則は、平成 20 年 9 月 24 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 42 条第 2 号の規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 30 条第 3 項、第 42 条第 11 号及び第 18 号並びに第 44 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 9 条及び第 41 条に定める病気休暇の期間については、施行日以後に使用した病気休暇から適用する。

2 施行日前から引き続く病気休暇による休職の取扱いについては、施行日から起算して 90 日の範囲内で、従前の例による。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 1 日)

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 1 日)

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 1 日)

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 1 日制定)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日制定)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 10 条第 2 項の規定は、施行日以後の休職から適用する。

2 施行日前から引き続く休職の取扱いについては、従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 40 条関係)

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日

5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満までの期間	20日

別表第2(第42条第12号関係)

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

